

第2章 地域の概況

第2章 地域の概況

2.1 長野広域連合管内の概要

本連合は、長野県の北部に位置し、面積は 1,558.39km²、範囲は東西約 56km、南北約 50km にわたり、長野市を中心とした半径約 25km の円に包含される地域を圏域としている。構成市町村は、3市4町2村（長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町）で構成されており、人口規模約 55 万人余を擁する広域市町村圏である。

本連合管内は、重要な観光資源となっている温泉が多数点在するほか、緑豊かな山々と自然の宝庫である高原や千曲川、犀川などの水量豊かな河川、さらには上信越高原国立公園を中心とした山里の自然環境など、信州固有の風土を有している。

対象事業実施区域が位置する千曲市は、市の中央に千曲川が流れ、周辺を山地に囲まれた地域であり、市内には信州屈指とされる戸倉上山田温泉郷が存在するほか、“一目十万本”といわれる日本一のアんずの里、国の重要文化的景観に選定された姨捨の棚田など魅力的な観光資源がある地域である。

本事業の対象事業実施区域となる千曲市大字屋代字中島は、千曲市の北端に位置し、現在は堤防道路沿いの農地として利用されており、北側には一級河川の千曲川が流れ、その対岸は長野市となっている。また、南側には長野自動車道の更埴インターチェンジ、西側には北陸（長野）新幹線の高架、東側にはしなの鉄道及び国道 18 号が存在し、対象事業実施区域内には中部電力株式会社所有の鉄塔が存在している。

対象事業実施区域は、現在、都市計画法上の用途地域は指定されていない。なお、「千曲市都市計画マスタープラン」（平成 21 年 8 月 千曲市）によると、対象事業実施区域及びその周囲は、既に工業施設の立地もみられるほか、交通利便性にも優れることから、今後良好な工業地の誘導を図るため、工業系用途地域の指定を検討していく地域とされている。

2.2 社会的状況

2.2.1 人口及び産業の状況

1 行政区画の状況

本連合を構成する市町村の位置は、図 2-2-1 に示すとおりである。

「ごみ処理広域化基本計画」に基づき、本連合を構成する 9 市町村のうち小布施町を除く 8 市町村（長野市、須坂市、千曲市、坂城町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町）による広域的な枠組みで、ごみ処理が行われている。

なお、長野市内の豊野地区については、平成 17 年 1 月 1 日に旧豊野町が長野市に合併した地区であるが、ごみ焼却、最終処分及びし尿処理は、本連合の管外の北信保健衛生施設組合で行っている。



出典：長野広域連合資料

図 2-2-1 本連合を構成する市町村の位置

2 人口・世帯数の状況

本連合管内の人口及び世帯数の推移は表 2-2-1、表 2-2-2 及び図 2-2-2 に示すとおりである。

全体としては、本連合管内の人口は緩やかな減少傾向にある。また、世帯数は平成 21 年まで増加傾向にあったが、それ以降はわずかに減少している。

表 2-2-1 人口（各年 10 月 1 日現在）

単位：人

市町村名 \ 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
千曲市	63,746	63,379	62,982	62,603	62,082
長野市	378,241	378,035	377,169	377,023	381,533
信州新町	5,378	5,238	5,136	5,022	長野市へ
中条村	2,471	2,420	2,351	2,282	長野市へ
須坂市	53,333	53,104	52,895	52,667	52,177
坂城町	16,404	16,331	16,153	15,903	15,734
小布施町	11,413	11,388	11,241	11,135	11,074
信濃町	9,751	9,608	9,495	9,340	9,239
飯綱町	12,419	12,287	12,122	11,995	11,872
小川村	3,305	3,240	3,140	3,091	3,046
高山村	7,603	7,566	7,539	7,455	7,565
計	564,064	562,596	560,223	558,516	554,322

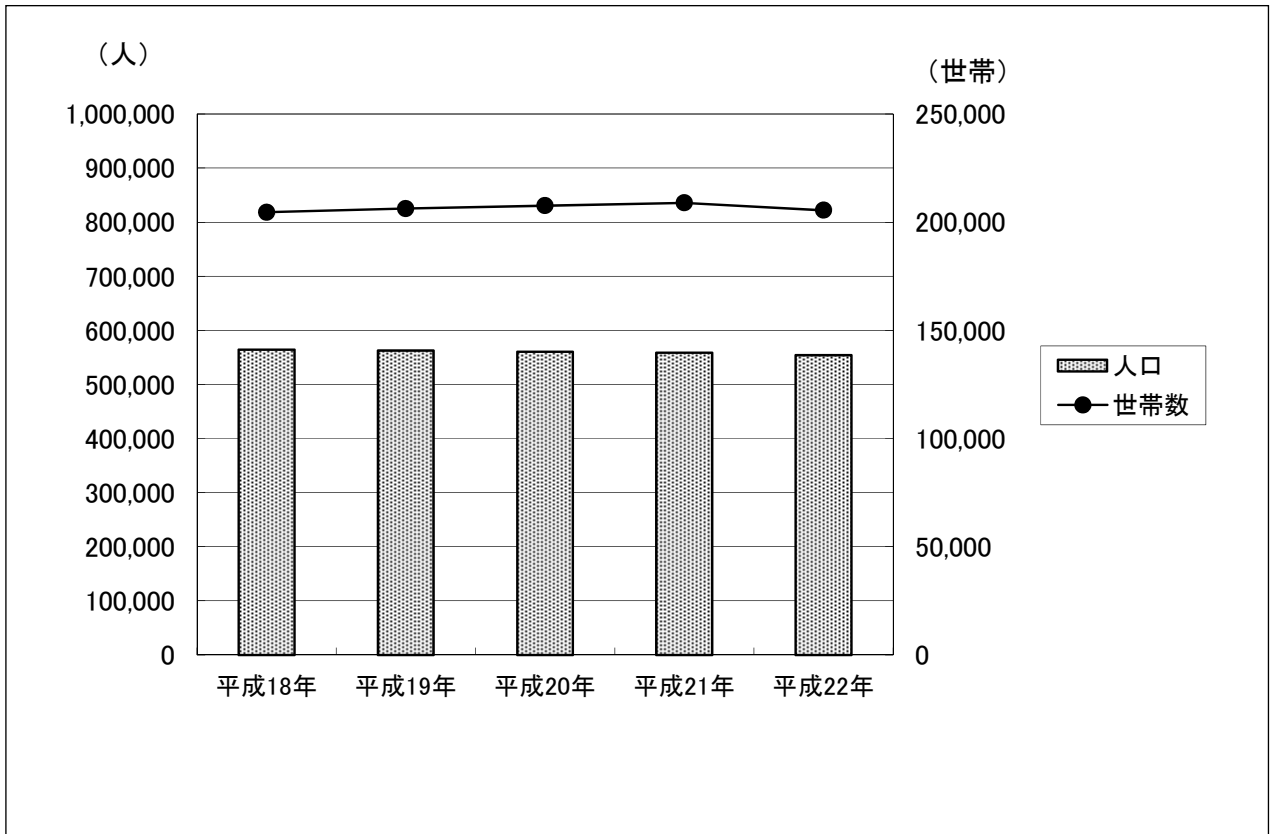
出典：「市町村別人口と世帯（各年 10 月 1 日）」（長野県ホームページ）

表 2-2-2 世帯数（各年 10 月 1 日現在）

単位：世帯

市町村名 \ 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
千曲市	21,446	21,653	21,790	21,849	21,436
長野市	142,515	143,749	144,830	145,935	146,503
信州新町	2,046	2,025	2,000	1,979	長野市へ
中条村	970	955	941	932	長野市へ
須坂市	17,998	18,182	18,334	18,477	18,098
坂城町	5,578	5,614	5,583	5,563	5,501
小布施町	3,441	3,483	3,500	3,521	3,511
信濃町	3,288	3,284	3,307	3,293	3,237
飯綱町	3,789	3,824	3,808	3,833	3,788
小川村	1,225	1,220	1,205	1,197	1,163
高山村	2,288	2,291	2,307	2,306	2,288
計	204,584	206,280	207,605	208,885	205,525

出典：「市町村別人口と世帯（各年 10 月 1 日）」（長野県ホームページ）

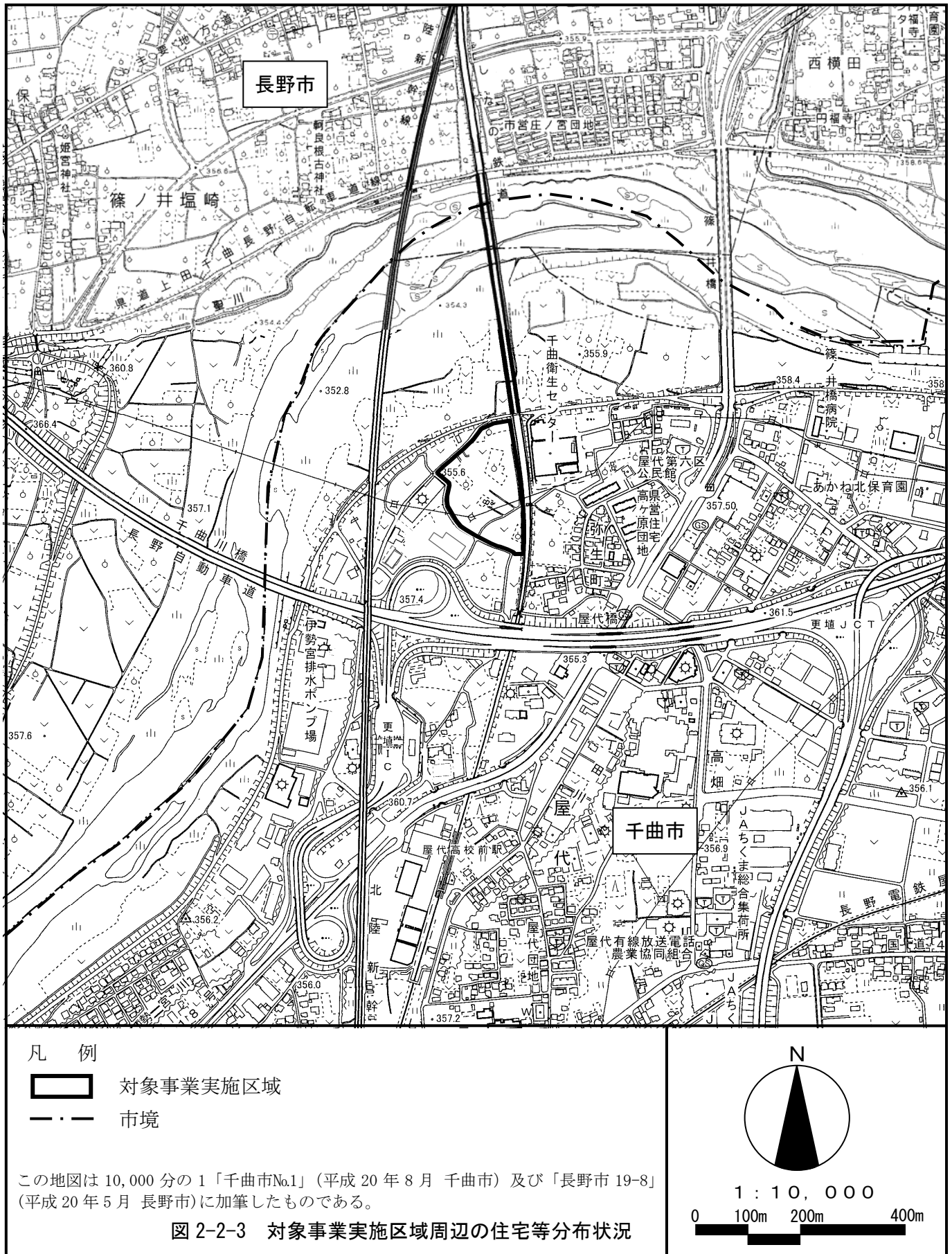


出典：「市町村別人口と世帯（各年10月1日）」（長野県ホームページ）を基に作成

図 2-2-2 本連合管内の人口及び世帯数の推移（各年10月1日現在）

3 住宅等の分布

対象事業実施区域周辺の住宅等の分布状況は図 2-2-3 のとおりである。



4 産業別従業者数の推移

本連合管内における産業別従業者数の推移は表 2-2-3 に、直近の調査である平成 17 年の内訳の詳細は表 2-2-4(1)、(2)に示すとおりである。

表 2-2-3 産業別（大分類）従業者数の推移

単位：人

市町村名		年次	就業人口				合計
現在	旧		第1次産業	第2次産業	第3次産業	その他	
千曲市	-	平成17年	3,266	11,228	18,188	191	32,873
		平成12年	-	-	-	-	-
		平成7年	-	-	-	-	-
	更埴市	平成17年	千曲市へ	千曲市へ	千曲市へ	千曲市へ	千曲市へ
		平成12年	2,066	7,664	10,756	15	20,501
		平成7年	2,456	8,646	9,860	3	20,965
	戸倉町	平成17年	千曲市へ	千曲市へ	千曲市へ	千曲市へ	千曲市へ
		平成12年	817	3,979	4,999	1	9,796
		平成7年	988	4,144	4,996	6	10,134
	上山田町	平成17年	千曲市へ	千曲市へ	千曲市へ	千曲市へ	千曲市へ
		平成12年	529	1,157	2,134	0	3,820
		平成7年	564	1,162	2,359	3	4,088
長野市	長野市	平成17年	15,393	43,603	130,693	5,211	194,900
		平成12年	13,855	50,705	123,931	2,964	191,455
		平成7年	16,504	55,094	122,258	527	194,383
	鬼無里村	平成17年	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ
		平成12年	359	408	573	0	1,340
		平成7年	426	565	618	1	1,610
	戸隠村	平成17年	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ
		平成12年	855	655	1,565	1	3,076
		平成7年	1,028	847	1,516	2	3,393
	大岡村	平成17年	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ
		平成12年	299	226	317	2	844
		平成7年	361	311	342	0	1,014
	豊野町	平成17年	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ
		平成12年	1,359	1,432	2,835	6	5,632
		平成7年	1,428	1,607	2,555	6	5,596
	信州新町	平成17年	724	846	1,389	0	2,959
		平成12年	742	1,125	1,437	0	3,304
		平成7年	926	1,513	1,430	5	3,874
中条村	平成17年	342	299	577	5	1,223	
	平成12年	421	474	644	0	1,539	
	平成7年	566	619	677	2	1,864	
須坂市	平成17年	3,678	9,245	14,985	51	27,959	
	平成12年	3,619	11,384	14,421	41	29,465	
	平成7年	3,919	11,998	13,902	8	29,827	
坂城町	平成17年	856	3,962	3,751	34	8,603	
	平成12年	978	4,793	3,541	10	9,322	
	平成7年	1,201	5,001	3,374	5	9,581	
小布施町	平成17年	1,592	1,865	3,203	15	6,675	
	平成12年	1,587	2,149	2,997	5	6,738	
	平成7年	1,699	2,277	2,689	2	6,667	
信濃町	平成17年	883	1,513	2,891	30	5,317	
	平成12年	798	1,863	2,997	2	5,660	
	平成7年	923	2,506	3,212	10	6,651	
飯綱町	-	平成17年	2,005	1,816	3,625	57	7,503
		平成12年	-	-	-	-	-
		平成7年	-	-	-	-	-
	牟礼村	平成17年	飯綱町へ	飯綱町へ	飯綱町へ	飯綱町へ	飯綱町へ
		平成12年	830	1,178	2,290	2	4,300
		平成7年	931	1,304	2,170	0	4,405
三水村	平成17年	飯綱町へ	飯綱町へ	飯綱町へ	飯綱町へ	飯綱町へ	
	平成12年	1,210	909	1,277	0	3,396	
	平成7年	1,307	1,010	1,228	4	3,549	
小川村	平成17年	524	513	792	1	1,830	
	平成12年	446	692	790	0	1,928	
	平成7年	343	983	782	1	2,109	
高山村	平成17年	964	1,526	1,933	10	4,433	
	平成12年	974	1,829	1,816	8	4,627	
	平成7年	1,053	1,855	1,678	3	4,589	

出典：長野県統計情報データベース（長野県ホームページ）

表 2-2-4(1) 産業別大分類従業者数 (平成 17 年)

単位：人

市町村名	現 旧	千曲市	長野市			須坂市	坂城町	小布施町	信濃町	飯綱町	小川村	高山村	広域圏 合計
		-	長野市	信州新町	中条村	-	-	-	-	-	-	-	
農業		3,251	15,202	698	304	3,673	855	1,592	864	1,999	521	960	29,919
林業		14	187	26	38	4	1	-	11	6	3	4	294
漁業		1	4	-	-	1	-	-	8	-	-	-	14
小計		3,266	15,393	724	342	3,678	856	1,592	883	2,005	524	964	30,277
鉱業		8	38	18	-	16	3	3	-	2	1	4	93
建設業		2,702	17,193	374	84	2,594	588	522	587	690	256	460	26,050
製造業		8,518	26,372	454	215	6,635	3,371	1,340	926	1,124	256	1,062	50,273
小計		11,228	43,603	846	299	9,245	3,962	1,865	1,513	1,816	513	1,526	76,416
電気・ガス・熱供給・水道業		66	1,014	11	0	98	13	10	19	20	2	15	1,268
情報通信業		500	7,109	31	18	510	83	88	76	108	15	53	8,591
運輸業		1,282	8,084	98	50	1,024	228	171	178	222	53	163	11,553
卸売・小売業		5,219	35,891	373	149	4,238	1,072	960	637	886	219	524	50,168
金融・保険業		542	6,310	28	15	541	108	120	41	107	15	47	7,874
不動産業		136	1,913	5	2	135	25	20	23	12	3	18	2,292
飲食店・宿泊業		2,079	9,765	124	25	1,155	254	249	521	239	66	249	14,726
医療・福祉		2,585	16,275	256	87	2,435	582	561	415	693	127	298	24,314
教育・学習支援業		1,196	8,219	87	38	963	239	268	154	251	45	96	11,556
複合サービス事業		502	3,083	90	28	350	114	105	112	129	51	73	4,637
サービス業		3,247	25,983	213	106	2,727	869	506	590	721	136	304	35,402
公務		834	7,047	73	59	809	164	145	125	237	60	93	9,646
小計		18,188	130,693	1,389	577	14,985	3,751	3,203	2,891	3,625	792	1,933	182,027
分類不能の産業		191	5,211	-	5	51	34	15	30	57	1	10	5,605
合計		32,873	194,900	2,959	1,223	27,959	8,603	6,675	5,317	7,503	1,830	4,433	294,275

出典：長野県統計情報データベース（長野県ホームページ）

表 2-2-4(2) 産業別大分類従業者の割合 (平成 17 年)

単位：%

市町村名	現 旧	千曲市	長野市			須坂市	坂城町	小布施町	信濃町	飯綱町	小川村	高山村	広域圏 合計
		-	長野市	信州新町	中条村	-	-	-	-	-	-	-	
農業		9.89	7.80	23.59	24.86	13.14	9.94	23.85	16.25	26.64	28.47	21.66	10.17
林業		0.04	0.10	0.88	3.11	0.01	0.01	-	0.21	0.08	0.16	0.09	0.10
漁業		0.00	0.00	-	-	0.00	-	-	0.15	-	-	-	0.00
小計		9.94	7.90	24.47	27.96	13.15	9.95	23.85	16.61	26.72	28.63	21.75	10.27
鉱業		0.02	0.02	0.61	-	0.06	0.03	0.04	-	0.03	0.05	0.09	0.03
建設業		8.22	8.82	12.64	6.87	9.28	6.83	7.82	11.04	9.20	13.99	10.38	8.85
製造業		25.91	13.53	15.34	17.58	23.73	39.18	20.07	17.42	14.98	13.99	23.96	17.08
小計		34.16	22.37	28.59	24.45	33.07	46.05	27.94	28.46	24.20	28.03	34.42	25.97
電気・ガス・熱供給・水道業		0.20	0.52	0.37	0.00	0.35	0.15	0.15	0.36	0.27	0.11	0.34	0.43
情報通信業		1.52	3.65	1.05	1.47	1.82	0.96	1.32	1.43	1.44	0.82	1.20	2.92
運輸業		3.90	4.15	3.31	4.09	3.66	2.65	2.56	3.35	2.96	2.90	3.68	3.93
卸売・小売業		15.88	18.42	12.61	12.18	15.16	12.46	14.38	11.98	11.81	11.97	11.82	17.05
金融・保険業		1.65	3.24	0.95	1.23	1.93	1.26	1.80	0.77	1.43	0.82	1.06	2.68
不動産業		0.41	0.98	0.17	0.16	0.48	0.29	0.30	0.43	0.16	0.16	0.41	0.78
飲食店・宿泊業		6.32	5.01	4.19	2.04	4.13	2.95	3.73	9.80	3.19	3.61	5.62	5.00
医療・福祉		7.86	8.35	8.65	7.11	8.71	6.77	8.40	7.81	9.24	6.94	6.72	8.26
教育・学習支援業		3.64	4.22	2.94	3.11	3.44	2.78	4.01	2.90	3.35	2.46	2.17	3.93
複合サービス事業		1.53	1.58	3.04	2.29	1.25	1.33	1.57	2.11	1.72	2.79	1.65	1.58
サービス業		9.88	13.33	7.20	8.67	9.75	10.10	7.58	11.10	9.61	7.43	6.86	12.03
公務		2.54	3.62	2.47	4.82	2.89	1.91	2.17	2.35	3.16	3.28	2.10	3.28
小計		55.33	67.06	46.94	47.18	53.60	43.60	47.99	54.37	48.31	43.28	43.60	61.86
分類不能の産業		0.58	2.67	-	0.41	0.18	0.40	0.22	0.56	0.76	0.05	0.23	1.90
合計		100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

出典：長野県統計情報データベース（長野県ホームページ）

2.2.2 交通の状況

対象事業実施区域及びその周囲の主な道路及び鉄道の路線図は、図 2-2-4 に示すとおりである。

1 道路

対象事業実施区域及びその周囲の主な道路として、上信越自動車道、長野自動車道、国道 18 号、国道 403 号が挙げられる。また、対象事業実施区域の南側には更埴インターチェンジが、南東には更埴ジャンクションが存在している。

対象事業実施区域及びその周囲における平成 22 年度道路交通センサス調査（全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査）の調査結果は表 2-2-5 に、対象路線は図 2-2-4 に示すとおりである。最寄の交通量観測地点における平日 12 時間交通量は、長野自動車道（区間番号 00340）で 20,817 台、国道 18 号（区間番号 10090）で 36,043 台となっている。

2 鉄道

対象事業実施区域及びその周囲の鉄道としては、J R 東日本の北陸（長野）新幹線、篠ノ井線、長野電鉄屋代線及びしなの鉄道がある。対象事業実施区域の東側をしなの鉄道が、西側を北陸（長野）新幹線が走っている。

表 2-2-5 道路交通センサス調査結果（平成 22 年度）

交通量 調査単位 区間番号	路線名	交通量観測地点地名	平日 12 時間交通量 (台)	休日 12 時間交通量 (台)
00330	長野自動車道	姨捨 SIC～更埴	19,058	27,914
00340	長野自動車道	更埴～更埴 JCT	20,817	28,963
10090	一般国道 18 号	千曲市大字屋代	36,043	16,503
13100	一般国道 403 号	-	7,757	-
13110	一般国道 403 号	-	7,757	-
13120	一般国道 403 号	千曲市大字土口	7,673	-
13130	一般国道 403 号	千曲市大字屋代 1000	6,580	-
13140	一般国道 403 号	-	6,771	-
13150	一般国道 403 号	千曲市大字野高場 1755-8	10,271	-
13160	一般国道 403 号	千曲市大字桑原東区 625-2	2,504	-
42430	長野信州新線	-	11,571	-
42440	長野信州新線	長野市篠ノ井二ッ柳南善司坊 607-1	11,611	-
42450	長野信州新線	-	11,472	-
42480	長野信州新線	長野市篠ノ井塩崎秋葉山	1,894	-
42570	長野上田線	-	18,440	-
42580	長野上田線	-	18,440	-
42590	長野上田線	-	18,440	-
42600	長野上田線	長野市篠ノ井塩崎山崎 3070	3,164	-
42610	長野上田線	長野市篠ノ井塩崎	7,149	-
42620	長野上田線	千曲市大字八幡新宿 3333	4,770	-
43060	戸隠篠ノ井線	長野市篠ノ井布施五明 755-2	2,749	-
43070	戸隠篠ノ井線	-	4,224	-
43080	戸隠篠ノ井線	-	4,224	-
43090	戸隠篠ノ井線	-	4,189	-
63020	森篠ノ井線	千曲市大字雨宮 1487-2	2,336	-
63040	屋代停車場線	千曲市大字小島 3137	2,004	-
63090	姨捨停車場線	千曲市大字新田 733-2	12,824	-
63880	犀口下居返線	長野市岡田元組 1157-5	4,940	-
63910	松代篠ノ井線	長野市篠ノ井東福寺上組 585-17	2,978	-
63920	松代篠ノ井線	-	2,794	-
63930	松代篠ノ井線	-	2,794	-
63940	清野篠ノ井停車場線	長野市松代町岩野	3,423	-
63950	清野篠ノ井停車場線	-	3,866	-
63960	清野篠ノ井停車場線	-	11,571	-
64040	白石千曲線	千曲市大字屋代 435-5	6,183	-
64140	川口田野口篠ノ井線	-	588	-
64160	稲荷山停車場線	-	4,443	-
64790	川合川中島線	長野市稲里町田牧広栄 394-4	4,732	-

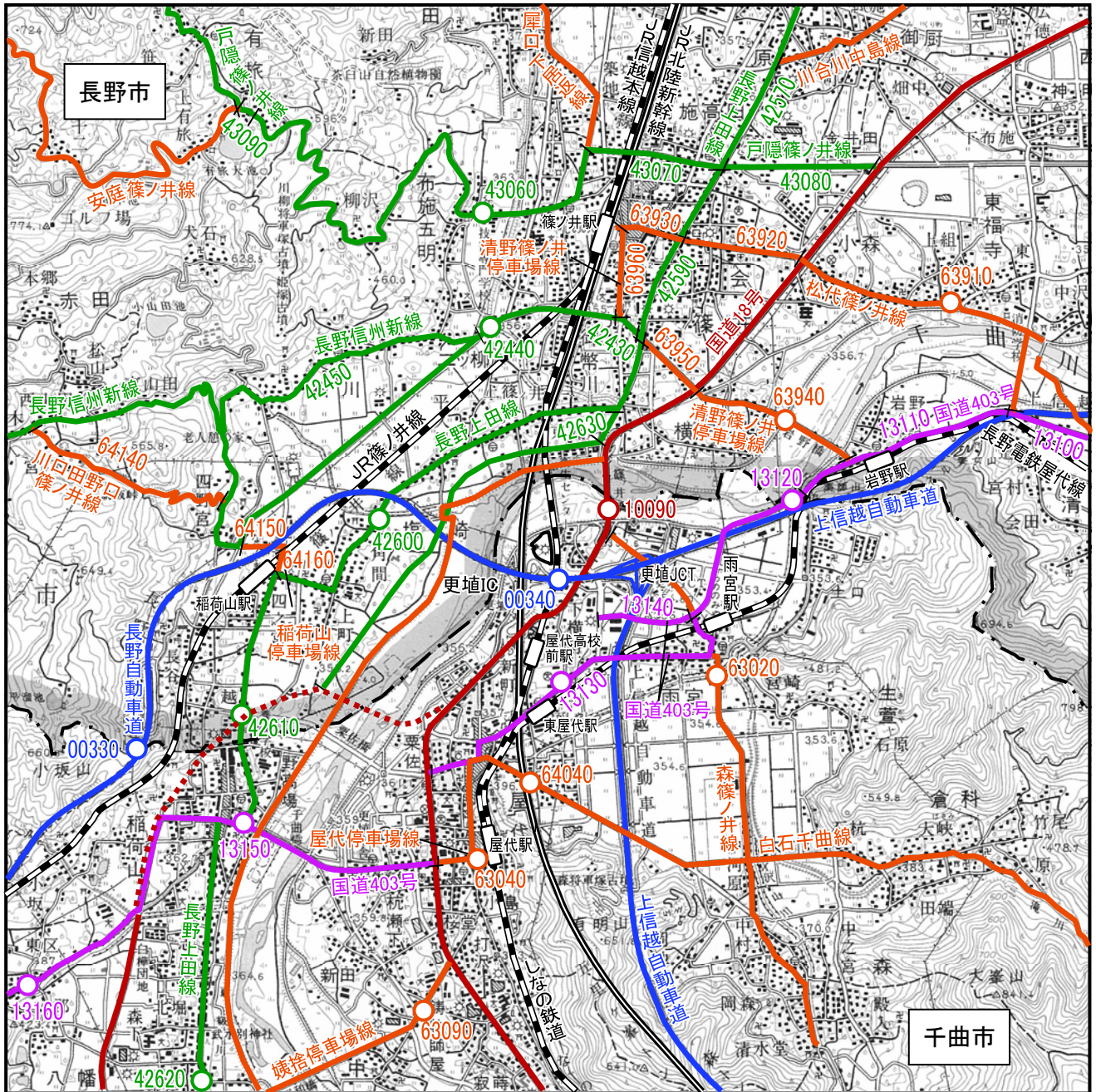
注 1) - : 観測なし

注 2) 斜体で示した交通量は、推定値である。

注 3) 12 時間交通量：午前 7 時～午後 7 時

出典：「平成 22 年度道路交通センサス報告書」（長野県ホームページ）

「平成 22 年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査」（国土交通省道路局ホームページ）



凡 例

- | | | | |
|--|-------------|--|---------|
| | 対象事業実施区域 | | 鉄道 |
| | 市境 | | 新幹線 |
| | 高速自動車国道 | | 交通量観測地点 |
| | 一般国道（指定区間） | | 非観測区間 |
| | 一般国道（指定区間外） | | |
| | 主要地方道 | | |
| | 一般県道 | | |

注：表 2-2-5 に示す区間番号 63880 及び 64790 については、評価区間の一部は図面の範囲内に含まれるものの、調査地点は範囲外であるため図示していない。

出典：「平成 22 年度道路交通センサス 交通量図」（長野県ホームページ）を基に作成。

この地図は、50,000 分の 1「千曲市全図」（平成 20 年 8 月 千曲市）及び国土地理院 50,000 分の 1「長野」（平成 10 年 2 月）を使用したものである。

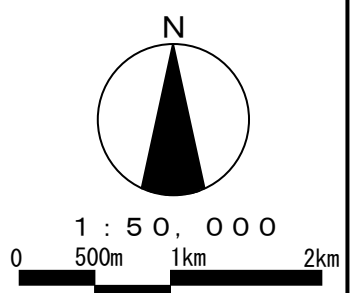


図 2-2-4 対象事業実施区域及びその周囲における
道路交通網及び交通量観測地点

2.2.3 土地利用の状況

1 土地利用

本連合管内における土地利用状況は表 2-2-6 に示すとおりである。本連合管内全体としては、山林及び畑が多くを占めている。

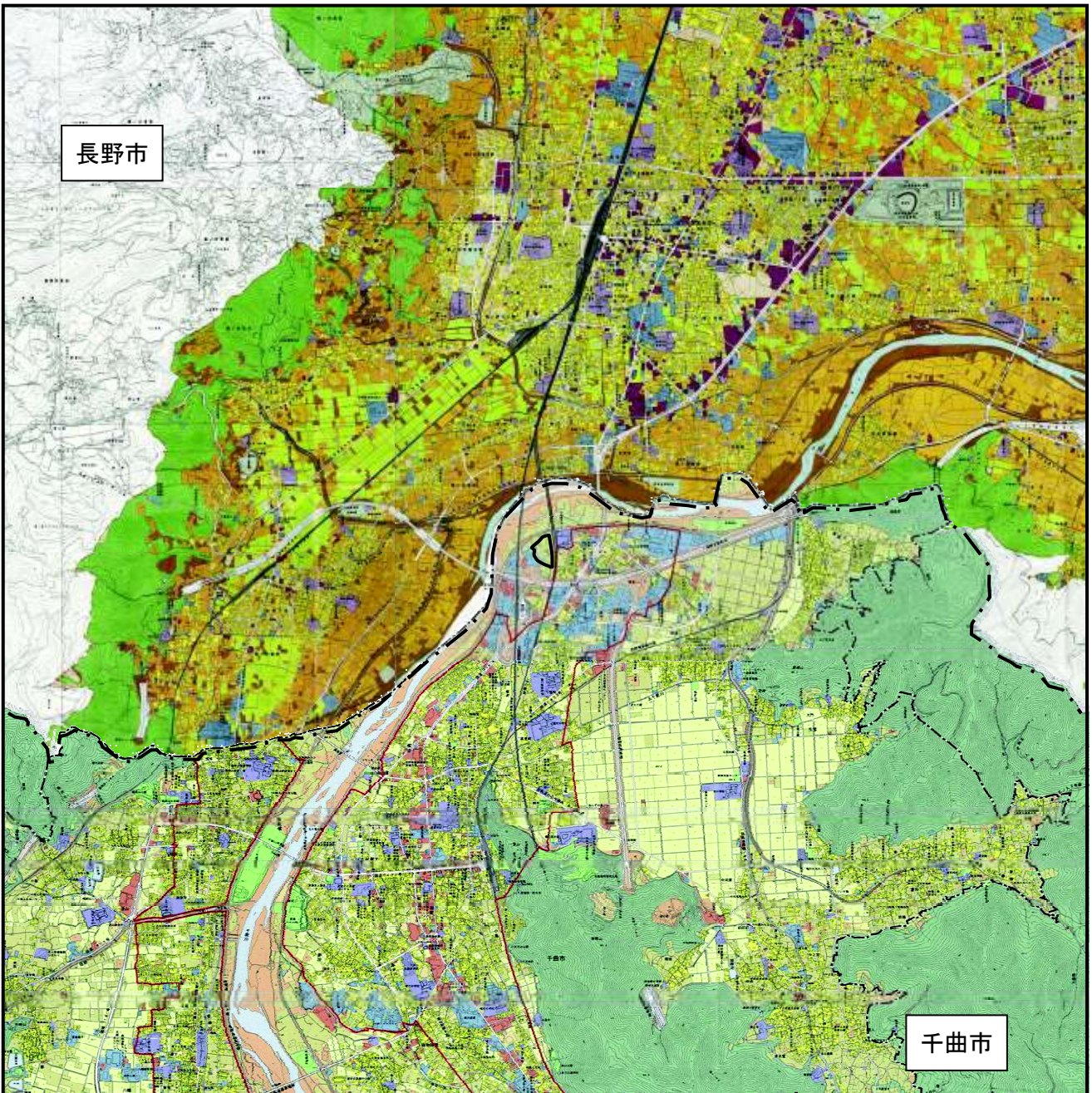
また、対象事業実施区域及びその周囲の土地利用状況は図 2-2-5 に示すとおりである。対象事業実施区域は、現在は畑となっている。

表 2-2-6 地目別土地利用状況（平成 21 年 1 月 1 日現在）

市町村名		総面積 km ²	田 千m ²	畑 千m ²	宅地 千m ²	鉱泉地 千m ²	池沼 千m ²	山林 千m ²	牧場 千m ²	原野 千m ²	その他 千m ²
現在	旧										
千曲市	-	119.84	10,033	11,963	12,537	1	206	44,774	-	6,343	33,983
長野市	長野市	730.83	38,012	78,454	61,919	0	325	323,289	-	68,366	160,446
	信州新町	70.73	2,031	10,592	1,582	0	13	21,587	8	11,085	23,831
	中条村	33.29	735	4,487	962	-	30	18,278	-	1,977	6,821
須坂市	-	149.84	3,407	19,289	9,377	0	52	40,059	-	609	77,046
坂城町	-	53.64	2,459	5,965	3,956	0	4	14,210	-	10,230	16,815
小布施町	-	19.07	2,017	6,245	2,065	0	-	1,048	-	294	7,400
信濃町	-	149.27	10,716	7,094	5,324	0	4,586	91,725	353	7,725	21,747
飯綱町	-	75.31	9,343	12,246	4,920	0	331	29,500	-	3,816	15,153
小川村	-	58.07	1,584	6,954	1,227	-	25	26,998	-	8,674	12,608
高山村	-	98.50	1,932	6,650	2,007	0	-	24,488	1,706	28,255	33,461
計	-	1,558.39	82,269	169,939	105,876	1	5,572	635,956	2,067	147,374	409,311

注) -: 該当なし 0: 面積が1未満

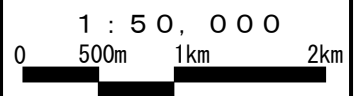
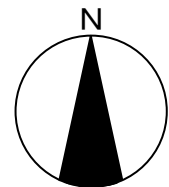
出典: 「平成 20 年版 長野県統計書」(平成 23 年 2 月 長野県)



凡 例

対象事業実施区域
 市境

長野市	千曲市		長野市	千曲市	
		田			公益施設用地
		畑			道路用地
		樹園地			交通施設用地
		山林			公共空地
		水面			その他の公共施設用地
		その他の自然地			その他の空地
		住宅用地			市街化区域
		商業用地			用途地域指定区域
		工業用地			都市計画区域



出典：「平成 22 年度都市計画基礎調査（土地利用現況図）」（千曲市）
 「長野市都市計画基礎調査 土地利用現況図（19-07）（19-08）（19-12）
 （19-13）」（平成 21 年 3 月 長野市）

図 2-2-5 土地利用現況図

2 都市計画区域

対象事業実施区域を含む千曲市における都市計画区域及び用途地域の指定状況は表 2-2-7 に、対象事業実施区域周辺の用途地域指定状況は図 2-2-6 に示すとおりである。都市計画区域 5,900ha のうち、1,455ha について用途地域が指定されている。

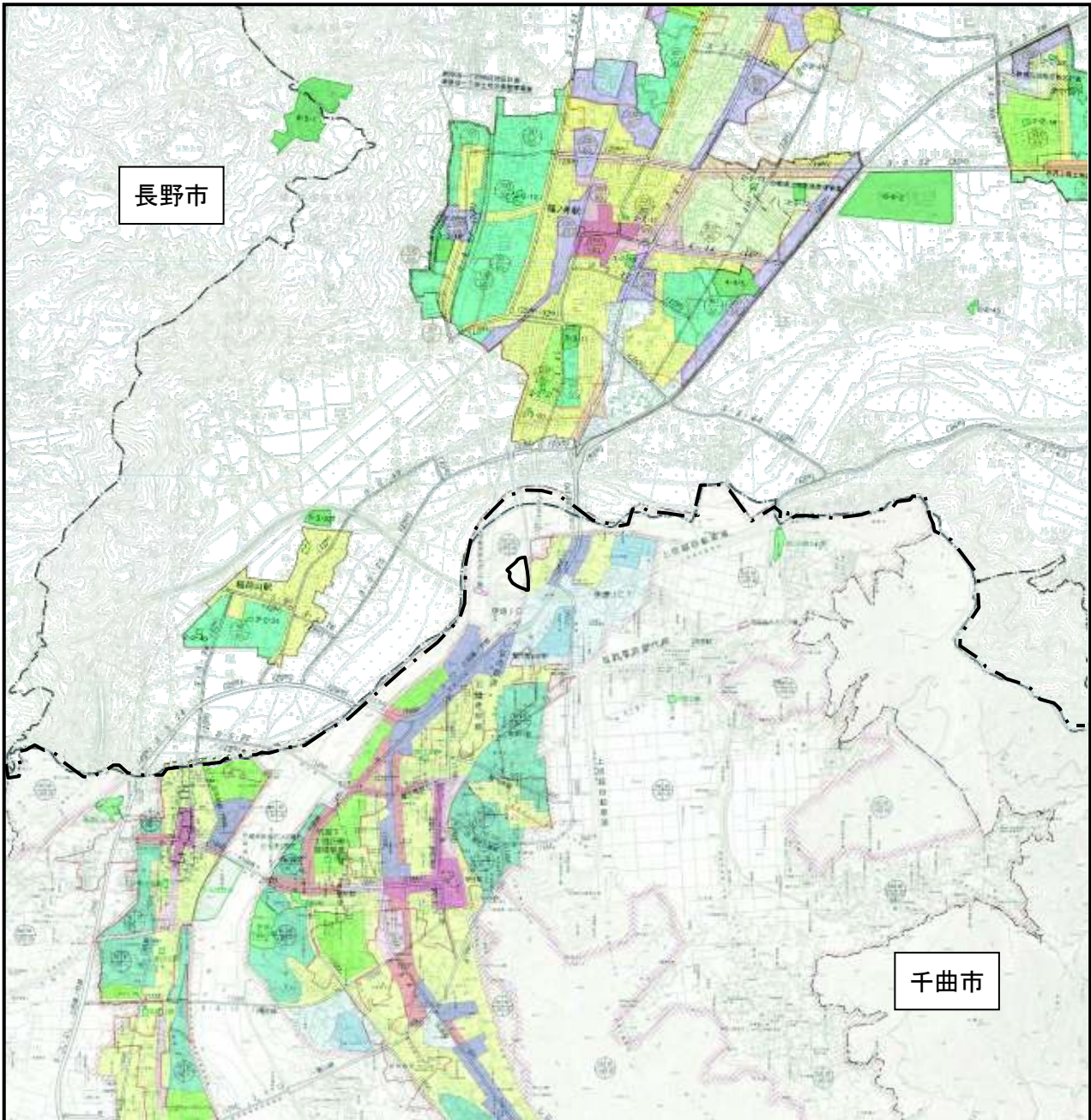
なお、対象事業実施区域においては、用途地域は指定されていない。

表 2-2-7 都市計画区域面積

単位：ha

項目	千曲市
行政面積	11,984
都市計画区域面積	5,900
用途地域面積	1,455
第1種低層住居専用地域	244
第2種低層住居専用地域	-
第1種中高層住居専用地域	109
第2種中高層住居専用地域	138
第1種住居地域	497
第2種住居地域	30
準住居地域	68
近隣商業地域	45
商業地域	89
準工業地域	129
工業地域	86
工業専用地域	20

出典：「2010年 千曲市統計書」（千曲市ホームページ）



凡 例

対象事業実施区域
 市境

長野市	千曲市	行政区域	長野市	千曲市	河川
		都市計画区域			その他都市施設
		市街化区域			土地区画整理事業
		都市計画道路			市街地再開発事業区域
		公園			地区計画
		緑地			DID(H17 国勢調査より)

その他の地域地区（長野市）

高度利用地区	風致地区	準防火地域	駐車場整備地区
特別用途地域	防火地域	生産緑地地区	

用途地域（長野市、千曲市 共通）

第1種低層住居専用地域	第1種住居地域	商業地域
第2種低層住居専用地域	第2種住居地域	準工業地域
第1種中高層住居専用地域	準住居地域	工業地域
第2種中高層住居専用地域	近隣商業地域	工業専用地域

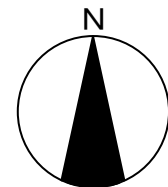
出典：「千曲都市計画図」（平成20年3月 千曲市）

「長野都市計画図 飯綱高原都市計画図」（平成21年12月 長野市）

この地図(千曲市部分)は、千曲市発行の 20,000 分の1千曲都市計画図を複製したものである。(承認番号23都第217号)

この地図(長野市部分)は、長野市長の承認を得て、25,000 分の1の長野都市計画図を使用したものである。(承認番号23都第310号)

図 2-2-6 都市計画図



1 : 50,000



2.2.4 環境保全についての配慮が必要な施設の状況

対象事業実施区域及びその周囲における環境保全についての配慮が必要な施設として、学校教育法に規定する学校、児童福祉法に規定する保育所、医療法に規定する病院及び診療所（患者を入院させる施設を有するもの）、図書館法に規程する図書館及び老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム等がある。

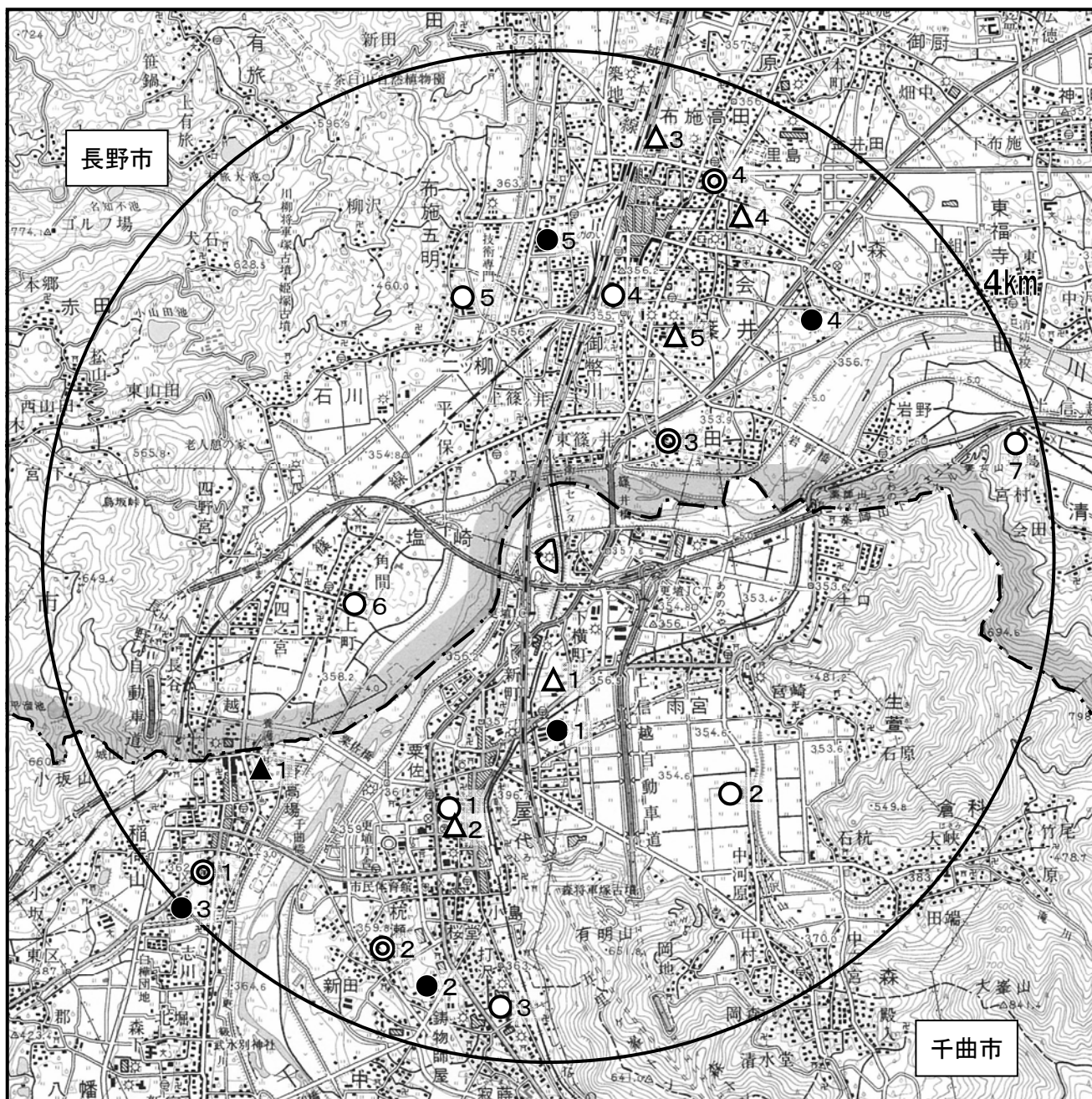
1 学校

対象事業実施区域及びその周囲における幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校は表 2-2-8 及び図 2-2-7 に示すとおりである。なお、大学・短期大学及び高等専門学校は存在しない。








表 2-2-8 環境保全についての配慮が必要な施設（学校）

記号	施設区分等	地点番号	名称	所在地
◎	学校 幼稚園	1	稲荷山幼稚園	千曲市大字稲荷山
		2	望記念幼稚園	千曲市大字新田
		3	円福幼稚園	長野市篠ノ井横田
		4	篠ノ井幼稚園	長野市篠ノ井布施高田
○	小学校	1	屋代小学校	千曲市大字屋代
		2	東小学校	千曲市大字森
		3	埴生小学校	千曲市大字鑄物師屋
		4	通明小学校	長野市篠ノ井御幣川
		5	篠ノ井西小学校	長野市篠ノ井二ツ柳
		6	塩崎小学校	長野市篠ノ井塩崎
		7	清野小学校	長野市松代町清野
●	中学校	1	屋代中学校	千曲市大字屋代
		2	埴生中学校	千曲市大字桜堂
		3	更埴西中学校	千曲市大字稲荷山
		4	篠ノ井東中学校	長野市篠ノ井小森
		5	篠ノ井西中学校	長野市篠ノ井布施五明
△	高等学校	1	屋代高等学校	千曲市大字屋代
		2	屋代南高等学校	千曲市大字屋代
		3	篠ノ井高等学校	長野市篠ノ井布施高田
		4	更級農業高等学校	長野市篠ノ井布施高田
		5	長野俊英高等学校	長野市篠ノ井御幣川
▲	大学・特別支援学校・その他 特別支援学校	1	稲荷山養護学校	千曲市大字野高場

出典：「教育要覧（平成 23 年 8 月 1 日）」（長野県教育委員会ホームページ）



凡 例

- | | | | |
|---|----------|---|--------|
|  | 対象事業実施区域 |  | 幼稚園 |
|  | 市境 |  | 小学校 |
| | |  | 中学校 |
| | |  | 高等学校 |
| | |  | 特別支援学校 |

出典：「教育要覧（平成 23 年 8 月 1 日）」（長野県教育委員会ホームページ）

この地図は、50,000 分の 1「千曲市全図」（平成 20 年 8 月 千曲市）及び国土地理院 50,000 分の 1「長野」（平成 10 年 2 月）を使用したものである。

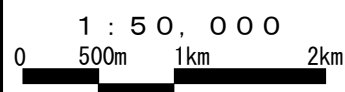
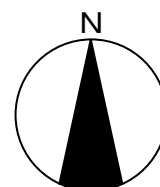


図 2-2-7 対象事業実施区域及びその周囲における
環境保全について配慮が必要な施設の分布の状況（学校）

2 保育所、病院及び診療所、図書館、特別養護老人ホーム等

対象事業実施区域及びその周囲における保育所、病院、診療所のうち病床を有する施設、図書館、特別養護老人ホームは表 2-2-9 及び図 2-2-8 に示すとおりである。

表 2-2-9 環境保全についての配慮が必要な施設（病院等）

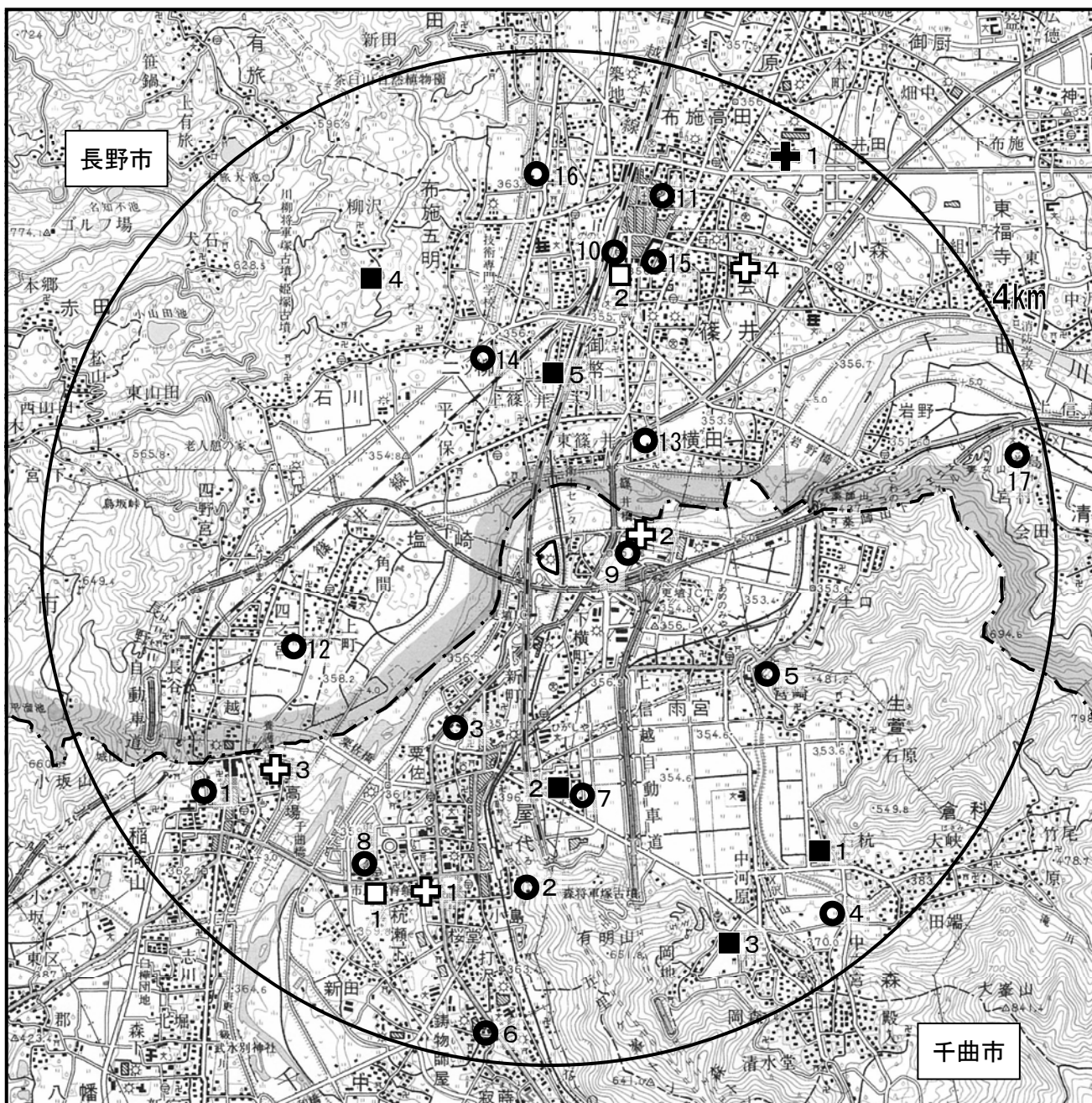
記号	施設区分等	地点番号	名 称	所 在 地
○	福祉施設 保育所	1	稲荷山保育園	千曲市大字稲荷山
		2	満照寺保育園	千曲市大字小島
		3	屋代保育園	千曲市大字屋代
		4	あんず保育園	千曲市大字倉科
		5	雨宮保育園	千曲市大字雨宮
		6	埴生保育園	千曲市大字寂蒔
		7	あかね保育園	千曲市大字屋代
		8	杭瀬下保育園	千曲市大字杭瀬下
		9	あかね北保育園	千曲市大字雨宮
		10	中央保育園	長野市篠ノ井御幣川
		11	子供の園保育園	長野市篠ノ井布施高田
		12	塩崎保育園	長野市篠ノ井塩崎
		13	ひよし保育園	長野市篠ノ井横田
		14	西部保育園	長野市篠ノ井二ツ柳
		15	たんぼぼ保育園	長野市篠ノ井御幣川
		16	杉の子第三保育園	長野市篠ノ井布施五明
		17	清野保育園	長野市松代町清野
+	病院	1	千曲中央病院	千曲市大字杭瀬下
		2	篠ノ井橋病院	千曲市大字雨宮
		3	稲荷山医療福祉センター	千曲市大字野高場
		4	篠ノ井総合病院	長野市篠ノ井会
+	診療所	1	清水産婦人科医院	長野市川中島町原
□	図書館	1	千曲市立更埴図書館	千曲市大字杭瀬下
		2	長野市立南部図書館	長野市篠ノ井御幣川
■	その他 福祉施設 特別養護 老人ホーム	1	杏寿荘	千曲市大字倉科
		2	科野の里	千曲市大字屋代
		3	森の里	千曲市大字森
		4	グリーンヒル	長野市篠ノ井布施五明
		5	博仁会桜荘	長野市篠ノ井二ツ柳

出典：「教育要覧（平成 23 年 8 月 1 日）」（長野県教育委員会ホームページ）








「暮らしのガイドブック」（平成 21 年 3 月 千曲市）

「ながのし暮らしの便利帳」（平成 22 年 9 月 長野市）

「平成 23 年度社会福祉施設名簿」（長野県ホームページ）



凡 例

- | | | | |
|---|----------|---|-----------|
|  | 対象事業実施区域 |  | 保育所 |
|  | 市境 |  | 病院 |
| | |  | 診療所 |
| | |  | 図書館 |
| | |  | 特別養護老人ホーム |

出典：「教育要覧（平成 23 年 8 月 1 日）」（長野県教育委員会ホームページ）
「暮らしのガイドブック」（平成 21 年 3 月 千曲市）
「ながのし暮らしの便利帳」（平成 22 年 9 月 長野市）
「平成 23 年度社会福祉施設名簿」（長野県ホームページ）

この地図は、50,000 分の 1「千曲市全図」（平成 20 年 8 月 千曲市）及び国土地理院 50,000 分の 1「長野」（平成 10 年 2 月）を使用したものである。

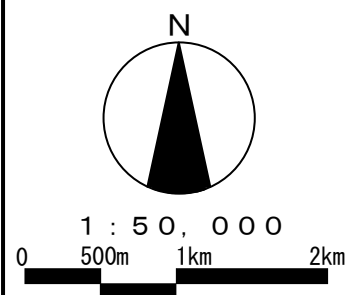


図 2-2-8 対象事業実施区域及びその周囲における
環境保全について配慮が必要な施設の分布の状況（病院等）

2.2.5 水域の利用状況

1 河川、湖沼及び地下水の利用状況

1) 水道水源としての利用状況

本連合管内の利水状況は、表 2-2-10～12 に示すとおりである。

千曲市内における給水は、千曲市営上水道事業（八幡地区）、千曲市営簡易水道事業（桑原、太田原、権平）、民営簡易水道事業（千曲高原）、長野県営水道事業により行われている。

対象事業実施区域は、長野県営水道上水道事業による給水区域となっている。長野県営水道の水道施設は、図 2-2-9 に示すとおりである。長野県営水道では、千曲川を水源とする諏訪形浄水場（上田市諏訪形）が上流約 20km に、また地下水（浅井戸）を水源とする四ツ屋浄水場（長野市川中島町四ツ屋）が対象事業実施区域の北方約 7 km に存在する。

また、千曲市営水道による給水区域及び主要水道施設の状況は、図 2-2-10(1)、(2) に示すとおりである。対象事業実施区域及びその周囲において取水等は行われていない。

表 2-2-10 上水の利水状況（平成 21 年度）

事業主体名	最終許可 年月日	給水人口（人）				年間取水量（千m ³ ）								
		計画	現在	給水 区域内	普及率	地表水			地下水				浄水 受水	計
						ダム	湖沼水	河川水	伏流水	浅井 戸水	深井 戸水	湧水		
長野県	H22. 2. 18	200,700	185,809	193,439	96.1	0	0	12,874	0	9,432	0	0	0	22,306
千曲市	H5. 11. 5	7,100	5,620	5,620	100.0	0	0	449	0	0	42	300	66	857
長野市	H21. 3. 31	270,300	265,358	268,221	98.9	17,427	0	767	5,534	2,379	8,563	411	0	35,081
須坂市	H20. 10. 27	56,300	51,542	51,552	100.0	2,052	0	1,254	1,289	0	3,107	446	0	8,148
小布施町	H6. 3. 29	14,700	11,122	11,125	100.0	0	0	0	0	0	1,440	0	0	1,440
高山村	H12. 3. 28	6,370	5,302	5,302	100.0	0	0	364	0	0	66	361	0	791
信濃町	H14. 3. 27	10,200	8,615	8,720	98.8	0	0	35	39	0	586	739	0	1,399
飯綱町 (牟礼地区)	H20. 3. 10	7,460	6,861	6,920	99.1	0	0	0	321	0	643	0	0	964
飯綱町 (三水地区)	H10. 8. 27	6,000	4,935	4,942	99.9	0	0	488	0	0	150	0	0	638

注) 長野県営水道の給水区域は、長野市（篠ノ井地区・川中島地区・更北地区及び信更地区の一部）、上田市（塩田及び川西地区の一部）、千曲市（桑原及び八幡地区を除く。）、坂城町の 3 市 1 町となっている。

出典：「平成 21 年度 長野県の水道（平成 22 年 3 月 31 日現在）」（長野県ホームページ）

表 2-2-11 簡易水道の利水状況（平成 21 年度）

市町村	事業主体名	許可年月日	給水人口（人）				年間取水量（m ³ ）								
			計画値	現在	給水区域内	普及率	地表水			地下水			その他湧水等	浄水受水	計
							ダム	湖沼水	河川水	伏流水	浅井戸水	深井戸水			
長野市	寺町北部	H17. 1. 20	370	247	247	100.0	0	0	0	0	0	31,500	0	0	31,500
長野市	大岡	H21. 3. 31	1,392	1,239	1,261	98.3	0	0	35,655	0	0	114,574	115,309	0	265,538
長野市	戸隠	H21. 3. 31	4,294	4,112	4,159	98.9	0	0	237,732	3,285	49,342	299,875	107,419	0	697,653
長野市	鬼無里	H21. 3. 31	1,368	1,313	1,328	98.9	0	0	0	0	0	0	221,169	0	221,169
長野市	信州新町	H21. 12. 28	4,590	4,506	4,574	98.5	0	0	0	336,508	268,687	0	49,011	0	684,206
長野市	中条	H20. 3. 31	2,370	2,203	2,203	100.0	0	0	348,003	0	0	0	31,085	0	379,088
長野市	中社	H4. 3. 30	900	573	573	100.0	0	0	0	78,466	0	0	0	0	78,466
須坂市	峰の原	H10. 4. 20	1,060	154	154	100.0	0	0	259,817	0	0	7,688	25,185	0	292,690
須坂市	菅平グリーン別荘地	H16. 3. 31	600	35	35	100.0	0	0	0	0	0	15,400	0	0	15,400
須坂市	峰の原分譲地	H15. 3. 31	800	9	9	100.0	0	0	0	0	0	4,500	0	0	4,500
千曲市	大田原	S48. 8. 1	310	144	144	100.0	0	0	18,350	0	0	0	0	0	18,350
千曲市	権原	S48. 3. 31	1,250	0	0	0.0	0	0	0	0	0	4,000	7,000	0	11,000
千曲市	桑原	H15. 3. 31	2,160	1,694	1,694	100.0	0	0	224,800	0	0	0	0	0	224,800
千曲市	千曲高原	H11. 4. 1	150	46	46	100.0	0	0	0	0	0	0	23,000	0	23,000
坂城町	網掛	S31. 3. -	200	160	160	100.0	0	0	0	11,000	0	0	0	0	11,000
高山村	山田	H9. 3. 26	2,600	2,011	2,011	100.0	0	0	310,745	88,381	0	142,837	0	0	541,963
信濃町	古海	H6. 8. 23	500	254	258	98.4	0	0	0	0	0	0	28,284	0	28,284
信濃町	菅川	S56. 4. 13	130	59	59	100.0	0	0	0	0	0	0	7,506	0	7,506
信濃町	野尻湖高原緑の村	H22. 5. 31	2,010	17	17	100.0	0	0	0	0	0	53,152	0	0	53,152
信濃町	美山郷別荘団地	H7. 12. 19	3,400	10	10	100.0	0	0	0	0	0	44,500	0	0	44,500
信濃町	斑尾東急リゾート	H19. 3. 28	750	39	39	100.0	0	0	0	0	0	92,614	109,941	0	202,555
飯綱町	アゼリア別荘分譲地	H15. 3. 31	1,000	17	28	60.7	0	0	0	0	0	7,300	0	0	7,300
飯綱町	飯綱牟礼エコーランド	H20. 1. 23	500	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小川村	小川村	H8. 3. 29	4,120	3,038	3,045	99.8	228,291	0	224,232	0	0	0	55,268	0	507,791
計			36,824	21,880	22,054	99.2	228,291	0	1,659,334	547,640	318,029	817,940	780,177	0	4,351,411

出典：「平成 21 年度 長野県の水道（平成 22 年 3 月 31 日現在）」（長野県ホームページ）

表 2-2-12 専用水道の利水状況（平成 21 年度）

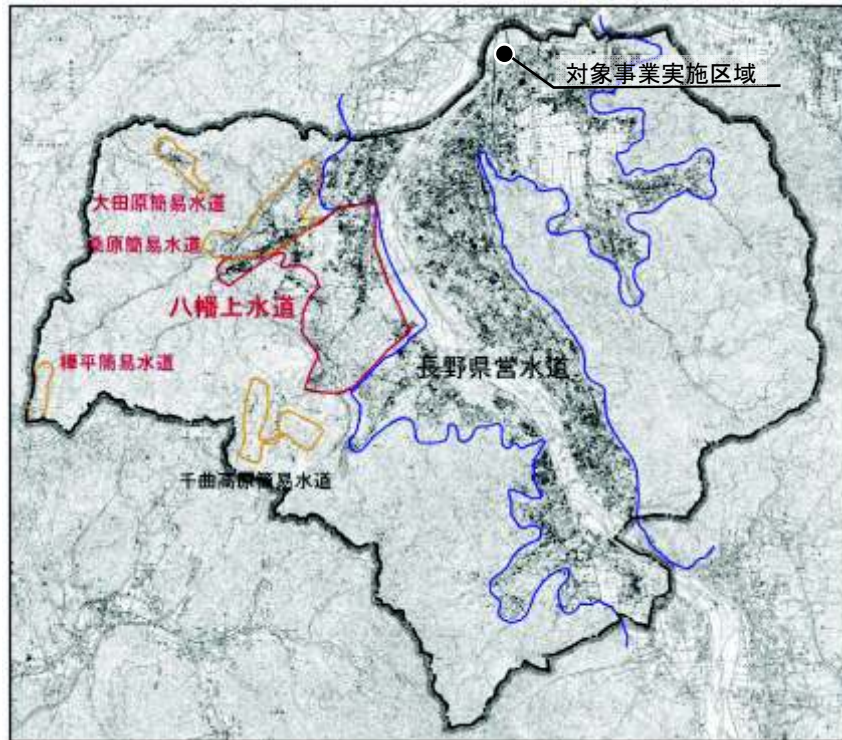
市町村名	施設名	設置者名	確認年月日	給水人口（人）		施設能力（m ³ /日）	原水の種別
				確認時	現在		
長野市	長野日本無線(株)	長野日本無線(株)	H21. 9. 8	1,410	0	286	深井戸
長野市	長野宿泊所	公立学校共済組合	H21. 9. 17	101	0	40	深井戸
長野市	(有)ホテル白樺	(有)ホテル白樺	H21. 9. 8	34	0	70	深井戸・受水
長野市	(株)みすずコーポレーション本社工場内食堂	(株)みすずコーポレーション	H21. 9. 15	264	0	33	深井戸
長野市	篠ノ井ゴルフパーク	篠ノ井ゴルフパーク	H21. 9. 10	378	0	53	深井戸
長野市	真島の里	真島の里	H21. 9. 17	119	124	40	深井戸
長野市	(株)ナカジマ会館	(株)ナカジマ会館	H21. 9. 29	40	0	222	深井戸
長野市	東日本旅客鉄道(株)長野支社	東日本旅客鉄道(株)長野支社	H21. 9. 25	50,493	0	687	深井戸・受水
長野市	長野赤十字病院	長野赤十字病院	H21. 9. 29	774	0	774	深井戸
長野市	鶴賀病院	鶴賀病院	H21. 9. 4	410	0	130	深井戸
長野市	栗田病院	栗田病院	H21. 10. 14	962	0	320	深井戸
長野市	松代ロイヤルホテル	松代ロイヤルホテル	H21. 9. 15	634	0	339	深井戸
長野市	(株)ながの東急百貨店	(株)ながの東急百貨店	H21. 9. 25	7,775	0	188	深井戸
長野市	東長野病院	東長野病院	H20. 4. 24	587	0	140	深井戸
須坂市	長野刑務所	長野刑務所	H19. 3. 31	980	806	460	深井戸

出典：「平成 21 年度 長野県の水道（平成 22 年 3 月 31 日現在）」（長野県ホームページ）



出典：「長野県営水道事業経営ビジョンの概要」（長野県ホームページ）

図 2-2-9 長野県営水道の事業施設



出典：「千曲市営水道ビジョン～八幡・稲荷山のおいしい水～（ダイジェスト版）」
（千曲市ホームページ）

図 2-2-10(1) 千曲市営水道の給水区域



出典：「千曲市営水道ビジョン～八幡・稲荷山のおいしい水～（ダイジェスト版）」（千曲市ホームページ）

図 2-2-10(2) 千曲市営水道の主要水道施設

2 水面利用の状況

対象事業実施区域及びその周囲における水面利用の場として、千曲川が挙げられる。千曲川流域における漁業権については、表 2-2-13 及び図 2-2-11 に示すとおりである。

また、千曲川を含む信濃川水系の、長野県における漁獲量は表 2-2-14 に示すとおりである。

表 2-2-13 対象事業実施区域及びその周囲における漁業権

免許番号	漁協名	漁場の位置	漁場の区域	関係地区 又は地元地区
内共第 1 号	南佐久 南部 佐久 上小 更埴	長野市から上流 の千曲川本流及 び支流	次の基点第 1 号と基点第 2 号を結ぶ線から上流の千曲川本流及び支流。ただし、松原湖及び長湖並びにこれらを結ぶ河川、南佐久郡佐久町大字大日向地籍の古谷ダム上流端から上流 250 メートル及び下流 150 メートルの間の抜井川本流並びに小県郡丸子町大字西内地籍の内村ダム上流端から上流 100 メートル及び下流 300 メートルの間の内村川本流は除く。 基点第 1 号 長野市真島町真島地籍の千曲川左岸の小山用水尻暗きょ西口南端 基点第 2 号 長野市松代町大室地籍の千曲川右岸の長野電鉄ハナレ山隧道南端	長野市、上田市、小諸市、佐久市、千曲市、南佐久郡、北佐久郡、小県郡及び埴科郡
内共第 2 号	千曲川 北信 高水	長野市から下流 の千曲川本流及 び支流並びに長 野市の区域内の 犀川本流	次の基点第 1 号と基点第 2 号を結ぶ線と、下水内郡栄村大字北信地先の新潟県境との間の千曲川本流及び支流並びに基点第 3 号と基点第 4 号を結ぶ線から下流の犀川本流。ただし、新潟県の区域の釜川本流及び支流並びに下高井郡山ノ内町大字平穏地籍の湖沼は除く。 基点第 1 号 長野市真島町真島地籍の千曲川左岸の小山用水尻暗きょ西口南端 基点第 2 号 長野市松代町大室地籍の千曲川右岸の長野電鉄ハナレ山隧道南端 基点第 3 号 長野市大字大豆島字大境地籍の犀川左岸の長野市清掃工場の煙突 基点第 4 号 長野市真島町地先の犀川右岸の真島町と青木島町との境界点	長野市、須坂市、中野市、飯山市、上高井郡、下高井郡、上水内郡（信州新町、鬼無里村、中条村及び小川村を除く）及び下水内郡

出典：「長野県漁業権漁場図」（平成 16 年 3 月 長野県）

表 2-2-14 漁獲の状況

単位：t

河川	魚類								貝類	えび類	その他	総量
	さけ その他 ます類	わかさぎ	あゆ	こい	ふな	うぐい	うなぎ	その他				
信濃川水系	9	-	53	3	2	18	0	3	-	-	-	88

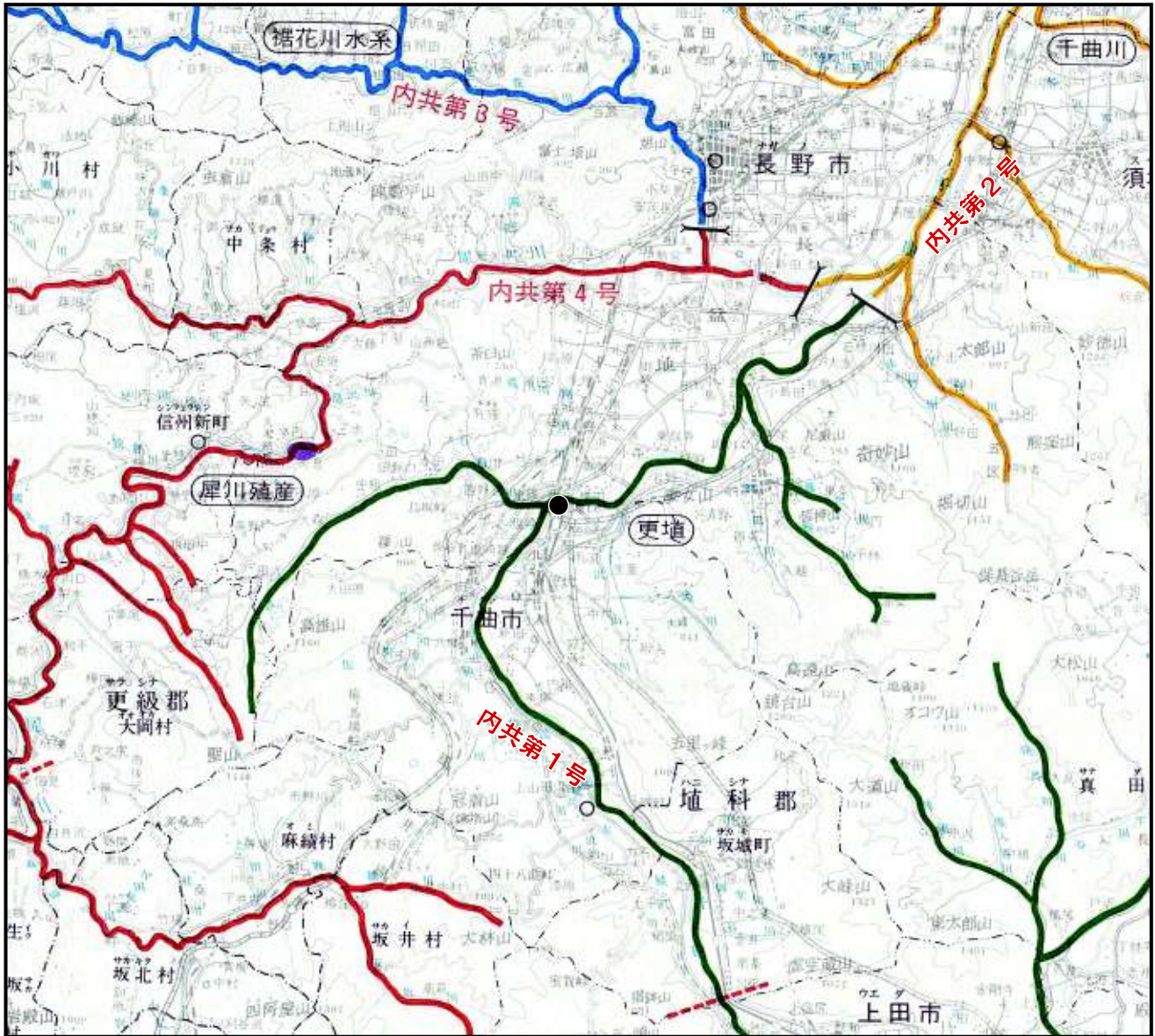
注 1) 販売を目的としないものについては、漁獲量に含まれない。

注 2) その他さけ・ます類には、ひめます、にじます、やまめ、いわな等が含まれる。

注 3) おいかわは、うぐいに含まれる。

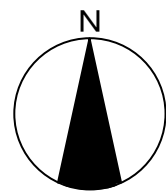
注 4) -：漁獲量なし。 0：漁獲量 1 以下

出典：「平成 20 年度版 長野県統計書」（平成 23 年 2 月 長野県）



凡 例

- 対象事業実施区域
- · · · 市境
- 漁業協同組合事務所
- 共同漁業権の設定されている主な河川湖沼
(内共○号は漁業権番号を示す)
- | 漁業権界
- ⋯ 漁業協同組合管理区域界
- 禁止区域



1 : 200, 000
0 5km 10km 20km

出典：「長野県漁業権漁場図」（平成 16 年 3 月 長野県）

図 2-2-11 千曲川における漁業権の状況

2.2.6 環境整備の状況

1 下水道の整備状況

本連合管内の平成 21 年度における公共下水道の普及状況は、表 2-2-15 に示すとおりである。

対象事業実施区域を含む千曲市の公共下水道の普及率は、88.6%となっている。

表 2-2-15 公共下水道普及状況（平成 21 年度）

市町村名	行政区域内人口 (人)	現在処理区域内人口 (人)	現在処理区域内面積 (m ²)	普及率 (%)
千曲市	63,408	56,150	18,800,800	88.6
長野市	388,429	329,469	84,630,000	84.8
須坂市	53,395	47,410	14,682,700	88.8
坂城町	16,529	9,889	3,460,000	59.8
小布施町	11,515	9,155	2,800,000	79.5
信濃町	9,792	3,780	2,390,000	38.6
飯綱町	12,610	4,672	1,771,000	37.0
小川村	3,111	2,088	990,000	67.1
高山村	7,780	3,710	1,250,000	47.7

出典：「平成 21 年度市町村財政概要」（長野県ホームページ）

2 農業集落排水施設・小規模排水施設及び合併浄化槽の整備状況

本連合管内の平成 21 年度における農業集落排水施設・小規模排水施設及び合併処理浄化槽の整備状況は、表 2-2-16 に示すとおりである。

対象事業実施区域を含む千曲市では、農業集落排水施設の処理区域内人口が 5,420 人、合併処理浄化槽の処理人口が 583 人となっている。

表 2-2-16 農業集落排水施設・小規模排水施設及び合併処理浄化槽の整備状況（平成 21 年度）

市町村名	農業集落排水施設		小規模排水施設	合併処理浄化槽
	現在処理区域内人口 (人)	現在処理区域面積 (m ²)	現在処理区域内人口 (人)	処理人口 (人)
千曲市	5,420	3,480,000	-	583
長野市	8,501	6,346,000	139	12,750
須坂市	3,225	1,350,000	-	1,575
坂城町	-	-	-	2,957
小布施町	2,360	5,950,000	-	33
信濃町	2,644	1,300,000	-	2,182
飯綱町	4,911	1,970,000	34	3,060
小川村	278	240,000	-	296
高山村	3,900	4,250,000	-	95

出典：「平成 21 年度市町村財政概要」（長野県ホームページ）

3 し尿処理施設

本連合管内のし尿処理施設の設置状況は、表 2-2-17 に示すとおりである。

対象事業実施区域を含む千曲市は、千曲衛生センターの処理区域内である。

表 2-2-17 し尿処理施設状況

事業主体	施設名称	規模 (kℓ/日)	処理方式	運転開始年月
長野市	長野市衛生センター	180	標準脱窒素	昭和 61 年 2 月
須高行政事務組合	須高衛生センター	157	標準脱窒素	昭和 61 年 4 月
西部衛生施設組合	し尿処理場	12	好気性消化	平成 2 年 12 月
北部衛生施設組合	北部衛生センター	42	高負荷膜分離	平成 2 年 4 月
犀峽衛生施設組合	犀峽衛生センター	27	高負荷脱窒素	平成 7 年 4 月
千曲衛生施設組合	千曲衛生センター	310	標準脱窒素	平成 5 年 8 月

出典：「廃棄物年鑑 2011 年版」（平成 22 年度現在）

4 ごみ処理施設等の状況

本連合管内におけるごみ焼却施設の設置状況は表 2-2-18 に、処理実績は表 2-2-19 に示すとおりである。

表 2-2-18 ごみ焼却施設の設置状況

設置主体	施設名称	施設形式	稼働年月	施設規模 (t/日)	1 炉の能力 (t/日)	炉数 (炉)	熱利用状況等
長野市	長野市 清掃センター	全連続式 ストーカ炉	S57.1	450	150	3	場内電力供給、売電 温水プール等への給 温水
須坂市	須坂市 清掃センター	機械化バッチ式 ストーカ炉	S54.4	50	25	2	場内給湯
葛尾組合	葛尾組合 焼却施設	全連続式 ストーカ炉	S54.7	80	80	2 (交互運転)	場内給湯・場内暖房
北部衛生 施設組合	北部衛生 クリーンセンター	機械化バッチ式 ストーカ炉	H9.4	30	15	2	排ガスの白煙防止 (排ガスの加熱)
北信保健衛生 施設組合	東山クリーン センター	全連続式 ストーカ炉	H10.3	130	65	2	場内電力供給、道路 融雪、場内暖冷房、 場内給湯

出典：「ごみ処理広域化基本計画」（長野広域連合 平成 23 年 2 月）

表 2-2-19 ごみ焼却施設の処理実績

単位：t/年

設置主体	施設名称	焼却処理量				
		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
長野市	長野市 清掃センター	109,889	110,254	112,340	109,772	103,865
須坂市	須坂市 清掃センター	12,913	13,064	12,393	11,688	11,539
葛尾組合	葛尾組合 焼却施設	21,582	20,302	19,372	18,739	18,361
北部衛生 施設組合	北部衛生 クリーンセンター	5,758	5,831	5,530	5,321	4,681
北信保健衛生 施設組合 ^{注)}	東山クリーン センター	2,468	2,213	2,242	2,108	2,037
合計		152,610	151,664	151,877	147,628	140,483

出典：「ごみ処理広域化基本計画」（長野広域連合 平成 23 年 2 月）

注) 長野市(旧豊野町)分。

本連合管内における不燃・粗大・資源ごみ処理施設の設置状況は表 2-2-20 に、処理実績は表 2-2-21 に示すとおりである。

表 2-2-20 不燃・粗大・資源ごみ処理施設の設置状況

設置主体	施設名称	稼働年月	施設規模	処理対象 廃棄物	備考
長野市	長野市 リサイクルプラザ	H8. 4	不燃・粗大系：150(t/5h) 資源系：20(t/5h)	不燃、粗大、 資源	
長野市 (旧信州新町)	牧野島 不燃物処理場	S58. 8	埋立面積 5,514m ² 埋立残容量 35,899m ²	不燃	H21. 12. 31 閉鎖
須坂市	須坂市 清掃センター	S63. 2	28(t/5h)	不燃、粗大	
葛尾組合	葛尾組合不燃ごみ及 び資源ごみ処理施設	S46. 3	15(t/日)	不燃、資源	
信濃町	榊形不燃物 最終処分場	S55. 4	0.8~1.0(t/h)	資源	最終処分場内 にてプレス

出典：「ごみ処理広域化基本計画」（長野広域連合 平成 23 年 2 月）

表 2-2-21 不燃・粗大・資源ごみ処理施設の処理実績

単位：t/年

設置 主体	施設名称	項目	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	
長野市	長野市 リサイクルプラザ	搬入量	7,092	7,578	6,179	6,210	7,143	
		資源化量	1,985	2,204	1,359	1,411	1,692	
		残さ量	可燃系	3,140	3,103	2,828	2,795	3,161
			不燃系	1,967	2,271	1,992	2,004	2,290
長野市 (旧信州 新町)	牧野島 不燃物処理場	搬入量	257	282	249	212	277	
		資源化量	78	103	70	37	45	
		残さ量	可燃系	0	0	0	0	0
			不燃系	179	179	179	175	232
須坂市	須坂市 清掃センター	搬入量	884	813	746	691	658	
		資源化量	385	250	250	240	214	
		残さ量	可燃系	163	275	214	175	184
			不燃系	336	288	282	276	260
葛尾 組合	葛尾組合 不燃ごみ及び 資源ごみ処理施設	搬入量	1,785	1,815	1,659	1,516	1,573	
		資源化量	1,118	1,091	1,070	1,143	1,156	
		残さ量	可燃系	221	300	264	44	51
			不燃系	446	424	325	329	367
信濃町	榊形不燃物 最終処分場	搬入量	788	816	731	650	678	
		資源化量	741	740	669	580	615	
		残さ量	可燃系	0	0	0	0	0
			不燃系	47	76	62	70	63
合計		搬入量	10,806	11,304	9,564	9,279	10,329	
		資源化量	4,307	4,388	3,418	3,411	3,722	
		残さ量	可燃系	3,524	3,678	3,306	3,014	3,396
			不燃系	2,975	3,238	2,840	2,854	3,212

注) 資源化量と残さ量の計が搬入量に一致しない場合がある。

出典：「ごみ処理広域化基本計画」（長野広域連合 平成 23 年 2 月）

5 その他の資源化を行う施設の現況

本連合管内には堆肥化施設と容器包装圧縮梱包施設がある。堆肥化施設の現況は、表 2-2-22 に、容器包装圧縮梱包施設の現況は表 2-2-23 に示すとおりである。

表 2-2-22 堆肥化施設の現況

設置主体	施設名称	稼働年月	施設規模	処理量 (t/年)					備考
				H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	
高山村	高山村 地力増進施設	H11.4	14.6t/日	363	330	344	341	334	H17 年 9 月 から 1 系列 (7.3t/日) 増設
長野市 (旧信州新町)	長野市 上下水道局犀峽 コンポストセンター	H12.4	13t/日	1,306	1,336	1,135	1,090	1,307	汚泥

出典：「ごみ処理広域化基本計画」（長野広域連合 平成 23 年 2 月）、長野市水道局

表 2-2-23 容器包装圧縮梱包施設の現況

設置主体	施設名称	稼働年月	施設規模	処理対象 廃棄物	処理量 (t/年)				
					H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
長野市	プラスチック製 容器包装圧縮 梱包施設	H16.7	10t/5 時間 × 2 系列	その他プラスチ ック製容器包装	3,705	3,614	3,566	3,578	3,659
				ペットボトル	718	707	720	693	644
須坂市	須坂市 ストックヤード	H12.10	2.4 t / 日	その他プラスチ ック製容器包装	463	464	499	498	499
				ペットボトル	109	117	113	112	104
葛尾組合	葛尾組合 プラスチック等 ストックヤード	H15.4	1 t / 時	その他プラスチ ック製容器包装	597	572	575	558	554
			0.2t/時	ペットボトル	115	120	122	119	113

出典：「ごみ処理広域化基本計画」（長野広域連合 平成 23 年 2 月）

6 最終処分場の状況

本連合管内における最終処分場の現況は表 2-2-24 に、処分量の実績は表 2-2-25 に示すとおりである。

表 2-2-24 最終処分場の現況

設置主体	施設名称	形態	埋立開始年月	埋立面積 (m ²)	埋立容量 (m ³)
長野市 (下記以外)	天狗沢最終処分場	管理型	H4. 4	24, 000	285, 000
	戸隠不燃物最終処分場 ^{注)}	安定型	S62. 12	1, 900	9, 440
長野市 (信州新町)	牧野島不燃物処理場	安定型	S58. 8	5, 514	35, 899
信濃町	榊形不燃物最終処分場	安定型	S55. 4	8, 028	21, 320

注) 戸隠不燃物最終処分場は、埋立処分終了を平成 20 年 9 月 29 日付けで届出済みである。

出典：「ごみ処理広域化基本計画」(長野広域連合 平成 23 年 2 月)

表 2-2-25 最終処分量の実績

単位：t/年

設置主体	施設名称	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	備考
長野市 (下記以外)	天狗沢最終処分場	17, 561	14, 066	11, 446	11, 806	10, 427	焼却残さ 不燃残さ
長野市 (信州新町)	牧野島不燃物処理場	179	179	179	175	232	不燃ごみ
信濃町	榊形不燃物最終処分場	47	76	62	70	63	不燃ごみ
合計		17, 787	14, 321	11, 687	12, 051	10, 722	

出典：「ごみ処理広域化基本計画」(長野広域連合 平成 23 年 2 月)

7 産業廃棄物処理施設

県内の産業廃棄物中間処理施設は表 2-2-26 に、最終処分場は表 2-2-27 に、産業廃棄物処理業許可件数は表 2-2-28 に示すとおりである。

表 2-2-26 県内の産業廃棄物中間処理施設（平成 22 年 3 月 31 日現在）

区分	設置数		
	事業者	処理業者	計
汚泥の脱水施設	20 (1)	13 (2)	33 (3)
汚泥の乾燥施設	0 (0)	6 (1)	6 (1)
汚泥の焼却施設	1 (0)	9 (1)	10 (1)
廃油の油水分離施設	0 (0)	5 (1)	5 (1)
廃油の焼却施設	1 (0)	9 (2)	10 (2)
廃酸・廃アルカリの中和施設	0 (0)	2 (1)	2 (1)
廃プラスチック類の破碎施設	2 (0)	39 (6)	41 (6)
がれき類等の破碎施設	44 (6)	316 (36)	360 (42)
廃プラスチック類の焼却施設	2 (0)	15 (2)	17 (2)
汚泥のコンクリート固形化施設	0 (0)	1 (0)	1 (0)
シアン化合物の分解施設	0 (0)	2 (1)	2 (1)
産業廃棄物の焼却施設	6 (0)	36 (5)	42 (5)
計	76 (7)	453 (58)	529 (65)

注 1) 許可対象施設とは、施設の処理能力が一定規模を超えるものをいう。

注 2) 建設中の施設を除く。

注 3) ()内は、長野市管轄分で内書きである。

出典：「平成 22 年版長野県環境白書」（平成 22 年 12 月 長野県）

表 2-2-27 県内の産業廃棄物最終処分場（平成 21 年 3 月 31 日現在）

区分	安定型	管理型	遮断型	計
許可対象施設	17 (1)	7 (0)	2 (0)	26 (1)
許可対象外施設	14 (1)	2 (0)	0 (0)	16 (1)
計	31 (2)	9 (0)	2 (0)	42 (2)

注 1) 建設中及び残存容量がゼロの施設を除く。

注 2) ()内は、長野市管轄分で内書きである。

出典：「平成 22 年版長野県環境白書」（平成 22 年 12 月 長野県）

長野広域連合資料

表 2-2-28 産業廃棄物処理業許可件数

許可内容	産業廃棄物				特別管理産業廃棄物				合計
	収集 運搬業	処分業			収集 運搬業	処分業			
		中間 処理 のみ	最終 処分 のみ	中間処理 最終処分		中間 処理 のみ	最終 処分 のみ	中間処理 最終処分	
長野県管轄 (長野市分は除く)	2,897	283	3	16	312	11	0	2	3,524
長野市管轄	1,027	102	2	0	145	2	0	0	1,278

注) 長野県管轄は平成 22 年 3 月 31 日現在、長野市管轄は平成 22 年 4 月 1 日現在。

出典：「平成 22 年版長野県環境白書」（平成 22 年 12 月 長野県）

「平成 22 年度版長野市環境白書」（長野市ホームページ）

2.2.7 環境の保全を目的とした関係法令等による指定、規制等の状況

1 大気汚染

1) 環境基準

大気汚染に係る環境基準は、表 2-2-29 に示すとおりである。

大気汚染に係る環境基準は、『人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準』として「環境基本法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に定められている。

なお、工業専用地域、車道その他一般大衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。また、大気汚染に係る環境基準には類型指定はない。

表 2-2-29 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準	備考
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	大気汚染に係る環境基準について (昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号)
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	二酸化窒素に係る環境基準について (昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号)
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について (平成 9 年 2 月 4 日 環境庁告示第 4 号)
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。	
ダイオキシン類	年間平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について (平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号)
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m ³ 以下であること。	微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について (平成 21 年 9 月 9 日 環境省告示第 33 号)

環境基準の評価方法

< 長期的評価 >

- ・二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素
年間に於ける 1 日平均値の高い方から 2% の値を除外した値で評価。ただし、1 日平均値が 2 日以上連続して環境基準を超えた時は基準超過とする。
- ・二酸化窒素
年間に於ける 1 日平均値の低い方から 98% の値で評価。
- ・微小粒子状物質
1 年平均値 (長期基準) 及び日平均値の代表値としての年間 98% 値 (短期基準) により評価。

< 短期的評価 >

- ・二酸化硫黄、浮遊粒子状物質
1 日平均値、1 時間値で評価
- ・一酸化炭素
1 日平均値、8 時間平均値で評価
- ・光化学オキシダント
1 時間値で評価

長期的評価及び 98% 値評価については、年間測定時間が 6,000 時間に満たない場合対象としない。また、大気汚染防止の施策等の効果の判定は長期的評価で行う。

2) 排出基準

ばい煙発生施設から発生するばい煙及び指定物質は、その施設の種類、規模に応じて「大気汚染防止法」及び同法施行令で規制されている。また、ダイオキシン類を発生し、大気中に排出する施設の排出基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」、同施行令及び同施行規則で規制されている。

本事業におけるごみ焼却施設に係る排出基準は、表 2-2-30 に示すとおりである。

表 2-2-30 ごみ焼却施設に係る排出基準

項目	排出基準値	根拠法令
ばいじん	0.08 g/Nm ³ 注1) (酸素濃度 12%換算)	大気汚染防止法
硫黄酸化物	K値 17.5	
窒素酸化物	250cm ³ /Nm ³ (250 ppm)	
塩化水素	700mg/Nm ³ (430 ppm)	
ダイオキシン類	0.1 ng-TEQ/Nm ³ 注2)	ダイオキシン類対策特別措置法

注1) 処理能力が1炉あたり2 t/時～4 t/時(48 t/日～96 t/日)の施設にかかる排出基準値

注2) 焼却能力(2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつてはそれらの合計)が4 t/時以上の施設に係る排出基準

2 騒音

騒音に係る基準には、「環境基本法」に基づく環境基準と「騒音規制法」に基づく規制基準がある。

1) 環境基準

「環境基本法」第 16 条第 1 項の規定に基づく騒音に係る環境基準は、地域の類型及び時間区分ごとに定められており、表 2-2-31(1)～(3)に示すとおりである。

本連合管内の指定状況は、表 2-2-32 に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域においては、用途地域が指定されておらず、環境基準は適用されない。

表 2-2-31(1) 一般地域の騒音に係る環境基準（等価騒音レベル）

地域の類型	時間の区分	昼 間	夜 間
		午前 6 時～午後 10 時	午後 10 時～翌日の午前 6 時
AA		50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B		55 デシベル以下	45 デシベル以下
C		60 デシベル以下	50 デシベル以下

注：A を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など、特に静穏を要する地域とする。
 : A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 : B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 : C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

表 2-2-31(2) 道路に面する地域に係る環境基準（等価騒音レベル）

地域の類型	時間の区分	昼 間	夜 間
		午前 6 時～午後 10 時	午後 10 時～翌日の午前 6 時
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域		60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域		65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考：車線とは 1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に隣接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 2-2-31(3) 幹線交通を担う道路に近接する空間の基準（等価騒音レベル）

基 準 値	
昼 間	夜 間
午前 6 時～午後 10 時	午後 10 時～翌日の午前 6 時
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

注 1：「幹線交通を担う道路」とは道路法第 3 条の規定による高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）をいう。

注 2：「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。

(1) 2 車線以下の車線を有する道路 15 メートル

(2) 2 車線を超える車線を有する道路 20 メートル

騒音に係る環境基準について（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号）

表 2-2-32 騒音の環境基準に係る地域の類型区分抜粋

地域の類型	市町名	用途地域の区分
A	千曲市	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域、付表の千曲市1の項の地域
	長野市	第1種低層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
	須坂市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、付表の須坂市1の項の地域
	小布施町	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
	信濃町	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域
B	千曲市	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 付表の千曲市2の項の地域
	長野市	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 市街化調整区域
	須坂市	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
	小布施町	第1種住居地域、準住居地域、付表の小布施町の項の1の地域
	信濃町	第1種住居地域、付表の信濃町1の項の地域
C	千曲市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
	長野市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
	須坂市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 付表の須坂市2の項の地域
	小布施町	近隣商業地域、準工業地域、
	信濃町	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 付表の信濃町2の項の地域
備考1) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法第2章の規定により定められた用途地域をいう。		
備考2) 付表の地域とは、用途地域等の定めのない地域について、各市町村の字名で指定している地域をいう。なお、付表は省略する。		

環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定
(平成11年3月25日 長野県告示第182号)

新幹線鉄道騒音に係る環境基準は表 2-2-33 に、本連合管内の指定状況は、表 2-2-34 に示すとおりである。

対象事業実施区域の西側には北陸（長野）新幹線の高架が存在しているが、用途地域が指定されていないため、環境基準は適用されない。

表 2-2-33 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

注1) Iを当てはめる地域は住居の用に供される地域とする。

注2) IIを当てはめる地域は商工業の用に供される地域等I以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域とする。

新幹線鉄道騒音に係る環境基準について 昭和50年7月29日 環境庁告示第46号

表 2-2-34 新幹線鉄道騒音の環境基準に係る地域の類型区分抜粋

地域の類型	市町名	用途地域の区分
I	千曲市	第1種低層住居専用地域、第1種住居地域、 付表の千曲市の項の地域
	長野市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、 付表の長野市1の項の地域
II	千曲市	近隣商業地域、準工業地域、工業地域
	長野市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、 付表の長野市1の項の地域
備考1) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法第2章の規定により定められた用途地域をいう。		
2) 付表の地域とは、用途地域等の定めのない地域について、各市町村の字名で指定している地域をいう。なお、付表は省略する。		
3) 指定の範囲は、軌道中心から両側300mをいう。		

環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく新幹線騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定
(平成6年2月17日 長野県告示第130号)

2) 規制基準

「騒音規制法」に基づき、特定工場に係る騒音の規制基準及び特定建設作業騒音に係る規制基準が定められている。

特定工場に係る騒音の規制基準は表 2-2-35 に、特定建設作業に係る騒音の規制基準は表 2-2-36 に示すとおりである。また、本連合管内における指定区域の状況は表 2-2-37 に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域においては、用途地域が指定されておらず、規制の対象とならない。

表 2-2-35 特定工場の騒音に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 午前 8 時～午後 6 時	朝 午前 6 時～午前 8 時 夕 午後 6 時～午後 9 時	夜 間 午後 9 時～翌日の午前 6 時
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第 2 種区域	60 デシベル	50 デシベル	50 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	70 デシベル	65 デシベル

備考 1) 第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域とは、それぞれ特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域により指定された第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域をいう。
2) 学校教育法に規定する学校、児童福祉法に規定する保育所、医療法に規定する病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法に規定する図書館及び老人福祉法に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50m 内においては、それぞれ規制値から 5 デシベルを減じた値を適用するものとする。

特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号）
騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定（昭和 50 年 2 月 27 日 長野県告示第 97 号）

表 2-2-36 特定建設作業に係る騒音の規制基準

	基準値	夜間作業禁止 時間(夜間)	最大 作業時間	最大 連続作業日	作業禁止日
くい打機等を使用する作業	85 デシベル	1号区域 午後 7 時～ 翌日の午前 7 時	1号区域 1日最大 10時間	6日	日曜日 及び休日
びょう打機を使用する作業					
さく岩機を使用する作業		2号区域 午後 10 時～ 翌日の午前 6 時	2号区域 1日最大 14時間		
空気圧縮機を使用する作業					
コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業 バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業					

備考 1) 基準値（騒音の大きさ）は、特定建設作業の場所の敷地境界線における値である。
2) 1号区域及び2号区域とは、それぞれ次のとおりである。
(1) 1号区域とは指定地域のうち第1種区域と第2種区域の全域、並びに第3種区域と第4種区域の学校教育法に規定する学校、児童福祉法に規定する保健所、医療法に規定する病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法に規定する図書館及び老人福祉法に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね 80m の区域。
(2) 2号区域とは指定地域のうち上記の指定区域以外の区域をいう。

特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号）
騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定（昭和 50 年 2 月 27 日 長野県告示第 97 号）
長野市公害防止条例（平成 16 年 9 月 30 日長野市条例第 45 号）
長野市公害防止条例施行規則（平成 16 年 9 月 30 日 長野市規則第 49 号）
騒音規制法に係る規制地域の指定について（平成 17 年 1 月 26 日長野市告示第 62 号）

表 2-2-37 特定工場の騒音に係る指定区域

地域の区分	市町名	用途地域の区分
第1種区域	千曲市	第1種低層住居専用地域
	長野市	第1種低層住居専用地域
	須坂市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
	坂城町	第1種低層住居専用地域、付表の坂城町の項の1の地域
	小布施町	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
第2種区域	千曲市	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 準工業地域の一部、付表の千曲市1の項の地域
	長野市	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域
	須坂市	第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域、付表の須坂市の項の1の地域
	坂城町	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 付表の坂城町の項の2の地域
	小布施町	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、準住居地域、付表の小布施町の項の1の地域
第3種区域	千曲市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域（第2種区域に含まれる地域を除く。）、工業地域の一部、付表の千曲市の項の2の地域
	長野市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
	須坂市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
	坂城町	近隣商業地域、準工業地域、付表の坂城町の項の3の地域
	小布施町	近隣商業地域、準工業地域
第4種区域	千曲市	工業地域（第3種区域に含まれる地域を除く。）
	長野市	工業地域
	須坂市	工業地域、付表の須坂市の項の2の地域
	坂城町	工業地域
備考1) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法第2章の規定により定められた用途地域をいう。		
2) 付表の地域とは、用途地域等の定めのない地域について、各市町村の字名で指定している地域をいう。なお、付表は省略する。		

騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定（昭和50年2月27日 長野県告示第97号）

長野市公害防止条例（平成16年9月30日長野市条例第45号）

騒音規制法に係る規制地域の指定等について（平成11年4月1日 長野市告示第108号）

騒音規制法に係る規制地域の指定について（平成17年1月26日 長野市告示第62号）

3) 要請限度

「騒音規制法」に基づく要請限度とは、道路交通騒音により周囲の生活環境が著しく損なわれると認められるときに、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るよう要請し、道路構造の改善等に関して、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べるができる限度である。

要請限度と指定区域は、表 2-2-38 及び表 2-2-39 に示すとおりである。

表 2-2-38 道路交通騒音に係る要請限度

区域の区分	時間の区分	昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～翌日の午前 6 時
	a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域		65 デシベル
a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域		70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域		75 デシベル	70 デシベル
備考：幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例 上記に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（二車線の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、二車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。			

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号)

騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定(昭和 50 年 2 月 27 日 長野県告示第 97 号)

表 2-2-39 道路交通騒音に係る知事等が定める区域

地域区分	市町名	用途地域の区分
a 区域	千曲市	第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域
	長野市	第 1 種低層住居専用地域、 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域
	須坂市	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域、付表の須坂市の項の 1 の地域
	坂城町	第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域、付表の坂城町の項の 1 の地域
	小布施町	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域
b 区域	千曲市	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域 付表の千曲市 1 の項の地域
	長野市	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、市街化調整区域
	須坂市	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域
	坂城町	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域 付表の坂城町の項の 2 の地域
	小布施町	第 1 種住居地域、準住居地域、付表の小布施町の項の 1 の地域
c 区域	千曲市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
	長野市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
	須坂市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 付表の須坂市の項の 2 の地域
	坂城町	近隣商業地域、準工業地域、工業地域、付表の坂城町の項の 3 の地域
	小布施町	近隣商業地域、準工業地域
備考 1) 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法第 2 章の規定により定められた用途地域をいう。 2) 付表の地域とは、用途地域等の定めのない地域について、各市町村の字名で指定している地域をいう。なお、付表は省略する。		

騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定(昭和 50 年 2 月 27 日 長野県告示第 97 号)

騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等の規定(平成 12 年 8 月 1 日 長野市告示第 235 号)

騒音規制法に係る規制地域の指定について(平成 17 年 1 月 26 日 長野市告示第 62 号)

3 振動

振動に関する基準は、「振動規制法」に基づく規制基準及び要請限度のみであり、環境基準は定められていない。

1) 規制基準

「振動規制法」に基づく特定工場に係る振動の規制基準は表 2-2-40 に、特定建設作業振動に係る規制基準は表 2-2-41 に示すとおりである。また、本連合管内における指定区域の状況は表 2-2-42 に示すとおりである。なお、対象事業実施区域においては、用途地域が指定されておらず、規制の対象とならない。

表 2-2-40 特定工場に係る振動の規制基準

時間の区分 区域の類型	昼 間	夜 間
	午前 7 時～午後 7 時	午後 7 時～翌日の午前 7 時
第 1 種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
第 2 種区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考：学校教育法に規定する学校、児童福祉法に規定する保育所、医療法に規定する病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法に規定する図書館及び老人福祉法に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50m 内においては、それぞれ規制値から 5 デシベルを減じた値を適用するものとする。

特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和 51 年 11 月 10 日 環境庁告示第 90 号）
振動規制法に基づく規制地域の指定（昭和 52 年 12 月 26 日 長野県告示第 683 号）

表 2-2-41 特定建設作業振動に係る規制基準

	基準値	夜間作業禁止 時間(夜間)	最大 作業時間	最大 連続作業日	作業禁止日
特定建設作業の場所	75 デシベル	1号区域 午後 7 時～ 翌日の午前 7 時	1号区域 1日最大 10 時間	6 日	日曜日 及び休日
備考 1) 基準値(振動の大きさ)は、特定建設作業の場所の敷地境界線における値である。 2) 1号区域及び2号区域とは、それぞれ次のとおりである。 (1) 1号区域とは指定地域のうち第1種区域の全域並びに第2種区域内の学校教育法に規定する学校、児童福祉法に規定する保育所、医療法に規定する病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法に規定する図書館及び老人福祉法に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね 80m の区域。 (2) 2号区域とは指定地域のうち上記の指定区域以外の区域をいう。					

振動規制法施行規則（昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号）
振動規制法に基づく規制地域の指定（昭和 52 年 12 月 26 日 長野県告示第 683 号）
長野市公害防止条例（平成 16 年 9 月 30 日 長野市条例第 45 号）
長野市公害防止条例施行規則（平成 16 年 9 月 30 日 長野市規則第 49 号）
振動規制法に係る規制地域の指定について（平成 17 年 1 月 26 日 長野市告示第 63 号）

表 2-2-42 振動規制地域等の指定

区域の類型	市町名	用途地域の区分
第1種区域	千曲市	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、 準住居地域、準工業地域の一部、付表の千曲市の項の1の地域
	長野市	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、 準住居地域、市街化調整区域
	須坂市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、 準住居地域、付表の須坂市の項の1の地域
	小布施町	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、準住居区域、付表の小布施町の項の1の地域
第2種区域	千曲市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域（第1種区域に含まれる 地域を除く。）
	長野市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
	須坂市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 付表の須坂市の項の2の地域
	小布施町	近隣商業地域、準工業地域
備考1) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層 住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工 業地域及び工業地域とは、都市計画法第2章の規定により定められた用途地域をいう。 2) 付表の地域とは、用途地域等の定めのない地域について、各市町村の字名で指定している地域を いう。なお、付表は省略する。		

振動規制法に基づく規制地域の指定（昭和52年12月26日 長野県告示第683号）

振動規制法に係る規制地域の指定等について（平成11年4月1日 長野市告示第107号）

振動規制法に係る規制地域の指定について（平成17年1月26日 長野市告示第63号）

2) 要請限度

「振動規制法」に基づく要請限度とは、道路交通振動により周囲の生活環境が著しく損なわれると認められるときに、道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のため舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るよう要請することができる限度である。

要請限度は、表 2-2-43 に示すとおりである。

表 2-2-43 道路交通振動に係る要請限度

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	午前 7 時～午後 7 時	午後 7 時～翌日の午前 7 時
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

備考：第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ次のとおりである。
 第 1 種区域：長野県告示第 683 号及び長野市告示第 63 号（振動規制法に基づく規制地域の指定「指定告示」という。）で指定された第 1 種区域とする。
 第 2 種区域：指定告示により指定された第 2 種区域とする。

振動規制法施行規則（昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号）

振動規制法に基づく規制地域の指定（昭和 52 年 12 月 26 日 長野県告示第 683 号）

長野市公害防止条例施行規則（平成 16 年 9 月 30 日 長野市規則第 49 号）

振動規制法に係る規制地域の指定等について（平成 11 年 4 月 1 日 長野市告示第 107 号）

振動規制法に係る規制地域の指定について（平成 17 年 1 月 26 日 長野市告示第 63 号）

4 悪臭

1) 敷地境界における規制基準

「悪臭防止法」に基づく敷地の境界の地表における規制基準は表 2-2-44 に、地域の指定は表 2-2-45 に示すとおりである。なお、対象事業実施区域においては、用途地域が指定されておらず、規制の対象とならない

表 2-2-44 敷地境界における規制基準

単位：ppm

特定悪臭物質	第1地域	第2地域
アンモニア	2	5
メチルメルカプタン	0.004	0.001
硫化水素	0.06	0.2
硫化メチル	0.05	0.2
トリメチルアミン	0.02	0.07
二硫化メチル	0.03	0.1
アセトアルデヒド	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.02
イソバレールアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
キシレン	1	2
スチレン	0.8	2
プロピオン酸	0.07	0.2
ノルマル酪酸	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	0.002	0.004
イソ吉草酸	0.004	0.01

悪臭防止法（昭和46年6月1日法律第91号）

悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準を指定（昭和50年3月10日 長野県告示第114号）

表 2-2-45 悪臭規制地域等の指定

区域の類型	市町名	用途地域の区分
第1地域	千曲市	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、 準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域
	長野市	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、 準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域 市街化調整区域
	須坂市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域 商業地域、準工業地域
	坂城町	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域、近隣商業地域、準工業地域、 付表の坂城町の項の1の地域
第2地域	千曲市	工業地域
	長野市	工業地域
	須坂市	工業地域、付表の須坂市の項の1の地域
	坂城町	工業地域、付表の坂城町の項の2の地域
備考：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法第2章の規定により定められた用途地域をいう。付表の地域とは、用途地域等の定めのない地域について、各市町村の字名で指定している地域をいう。なお、付表は省略する。		

悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準を指定（昭和50年3月10日 長野県告示第114号）

悪臭防止法に係る規制地域の指定等について（平成11年4月1日 長野市告示第106号）

悪臭防止法に係る規制地域の指定について（平成17年1月26日 長野市告示第64号）

2) 気体排出口における規制基準

煙突そのほかの気体排出口における規制は次に示すとおりである。

- (1) 特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに次の式により算出した値とする。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

この式において、 q 、 He 及び Cm は、それぞれ次の値を表すものとする。

q : 流量(単位は、絶対零度、圧力 1 気圧の状態に換算した立方メートル毎時)

He : 補正された排出口の高さ (単位 メートル)

Cm : 表 2-2-44 に示した特定悪臭物質ごとの値 (単位 ppm)

補正された排出口の高さが 5 メートル未満となる場合については、この式は適用しないものとする。

- (2) 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

$$He = Ho + 0.65(Hm + Ht)$$

$$Hm = \frac{0.795\sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} (1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}) + 1$$

これらの式において、 He 、 Ho 、 Q 、 V 、及び T は、それぞれ次の値を表すものとする。

He : 補正された排出口の高さ (単位 メートル)

Ho : 排出口の実高さ (単位 メートル)

Q : 温度 15 度における排出ガスの流量 (単位 立法メートル毎秒)

V : 排出ガスの排出速度 (単位 メートル毎秒)

T : 排出ガスの温度 (単位 絶対温度)

3) 排水水における規制基準

排水水に含まれる特定悪臭物質の敷地外における規制基準は表 2-2-46 に示すとおりである。なお、対象事業実施区域においては、用途地域が指定されておらず、規制の対象とならない

表 2-2-46 排水水における規制基準

地域の区分	悪臭物質	排水水量の区分 (m ³ /秒)		
		0.001 以下	0.001 超 0.1 以下	0.1 超
第 1 地域	メチルメルカプタン	0.06 mg/ℓ	0.01 mg/ℓ	0.003 mg/ℓ
	硫化水素	0.3 mg/ℓ	0.07 mg/ℓ	0.02 mg/ℓ
	硫化メチル	2 mg/ℓ	0.3 mg/ℓ	0.07 mg/ℓ
	二硫化メチル	2 mg/ℓ	0.4 mg/ℓ	0.09 mg/ℓ
第 2 地域	メチルメルカプタン	0.2 mg/ℓ	0.03 mg/ℓ	0.007 mg/ℓ
	硫化水素	1 mg/ℓ	0.2 mg/ℓ	0.05 mg/ℓ
	硫化メチル	6 mg/ℓ	1 mg/ℓ	0.3 mg/ℓ
	二硫化メチル	6 mg/ℓ	1 mg/ℓ	0.3 mg/ℓ
備考 1) 第 1 地域及び第 2 地域とは、表 2-2-43 の規制地域の区分をいう。 2) 特定悪臭物質の測定は、昭和 47 年 5 月 30 日環境庁告示第 9 号に定める方法によることとする。				

悪臭防止法 (昭和 46 年 6 月 1 日法律第 91 号)

悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準を指定 (昭和 50 年 3 月 10 日 長野県告示第 114 号)

悪臭防止法に係る規制地域の指定等について (平成 11 年 4 月 1 日 長野市告示第 106 号)

悪臭防止法に係る規制地域の指定について (平成 17 年 1 月 26 日 長野市告示第 64 号)

5 水質

1) 環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域の水質について達成し、維持することが望ましい基準として「環境基本法」で定められており、『人の健康の保護』に関する環境基準（健康項目）と『生活環境の保全』に関する環境基準（生活環境項目）の二つからなっている。

『人の健康の保護』については、全国一律の基準により全公共用水域において直ちに達成されるべきものであり、『生活環境の保全』については、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設け基準値を定めている。各環境基準は表 2-2-47(1)～(3)に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域近傍の千曲川（上田市大屋橋から新潟県境まで）は、A類型に指定されている。

同様に地下水についても、「環境基本法」に基づき、地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められており、表 2-2-48 に示すとおりである。

また、「ダイオキシン類特別措置法」に基づくダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）に係る環境基準は、表 2-2-49 に示すとおりである。

表 2-2-47(1) 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/ℓ以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ以下
鉛	0.01 mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下
砒素	0.01 mg/ℓ以下	チウラム	0.006 mg/ℓ以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ以下	シマジン	0.003 mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	セレン	0.01 mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下	ふっ素	0.8 mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下	ほう素	1 mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下		

備考 1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る環境基準については、最高値とする。
 2) 「検出されないこと」とは、その測定結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。
 3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

水質汚濁に係る環境基準について（別表 1）（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示 59 号）

表 2-2-47(2) 生活環境の保全に関する環境基準(1) (生活環境項目)

河川 (湖沼を除く)

項目 類型	利用目的の 適用性	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、 自然環境保全及び A以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	1 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	50 MPN/ 100ml 以下
A	水道2級、 水産1級、水浴及び B以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	2 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	1,000 MPN/ 100ml 以下
B	水道3級、 水産2級及び C以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	3 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	5,000 MPN/ 100ml 以下
C	水産3級、 工業用水1級及び D以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	5 mg/ℓ 以下	50 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級、 農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/ℓ 以下	100 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級、 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/ℓ 以上	—
備考 1) 基準値は、日間平均値とする。 2) 農業用利水点については、pH6.0以上7.5以下、DO5mg/ℓ以上とする。						

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度
 水質汚濁に係る環境基準について(別表2)(昭和46年12月28日 環境庁告示59号)

表 2-2-47(3) 生活環境の保全に関する環境基準(2) (生活環境項目)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下

注) 基準値は、年間平均値とする。
 水質汚濁に係る環境基準について(別表2)(昭和46年12月28日 環境庁告示59号)

表 2-2-48 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/ℓ 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
鉛	0.01 mg/ℓ 以下	トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
砒素	0.01 mg/ℓ 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下	チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
P C B	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下	ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下	セレン	0.01 mg/ℓ 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/ℓ 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下	ふっ素	0.8 mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下	ほう素	1 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ 以下
備考 1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2) 「検出されないこと」とは、その測定結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。 3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数の 0.3045 を乗じたものの和とする。 4) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

地下水の水質汚濁に係る環境基準について (平成 9 年 3 月 13 日 環境庁告示第 10 号)

表 2-2-49 ダイオキシン類 (水質・底質) に係る環境基準

媒体	基準値
水質 (水底の底質を除く)	1 pg-TEQ/ℓ 以下
底質	150pg-TEQ/g 以下
備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 水質 (水底の底質を除く。) の基準値は、年間平均値とする。	

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について

(平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号)

2) 排水基準

水質環境を保全するためには、公共用水域に放流している工場、事業場からの排水を規制する必要があることから、全ての公共用水域に適用される排水基準として、「水質汚濁防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」で排水基準が定められている。

さらに、一律の排水基準では、水質汚濁の防止が不十分であると認められる水域については、「長野県公害の防止に関する条例」により上乘せ排水基準が定められている。

また、公共下水道に排除する場合には、「下水道法」に基づく排除基準等が定められている。

(1) 一律排水基準

「水質汚濁防止法」に基づく排水基準には、環境基準と同様に『人の健康の保護に係る項目（有害物質に係る排水基準）』と『生活環境の保全に係る項目（生活環境項目に係る排水基準）』とがあり、表 2-2-50 (1)、(2)に示すとおりである。

また、「ダイオキシン類特別措置法」に基づく、廃棄物焼却炉に係る排水基準は、表 2-2-49 に示すとおりである。

表 2-2-50(1) 有害物質に係る排水基準

項目	許容限度	項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/l	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/l
シアン化合物	1 mg/l	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/l
有機りん化合物	1 mg/l	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/l
鉛及びその化合物	0.1 mg/l	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/l
六価クロム化合物	0.5 mg/l	チウラム	0.06 mg/l
砒素及びその化合物	0.1 mg/l	シマジン	0.03 mg/l
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/l	チオベンカルブ	0.2 mg/l
アルキル水銀化合物	検出されないこと	ベンゼン	0.1 mg/l
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/l	セレン及びその化合物	0.1 mg/l
トリクロロエチレン	0.3 mg/l	ほう素及びその化合物	10 mg/l
テトラクロロエチレン	0.1 mg/l	ふっ素及びその化合物	8 mg/l
ジクロロメタン	0.2 mg/l	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/l (アンモニア性窒素に、0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)
四塩化炭素	0.02 mg/l		
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/l		
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/l		
備考 1) 「検出されないこと」とは、検定結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2) 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際、現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。 3) 有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。			

排水基準を定める省令（昭和 46 年 6 月 21 日 総理府令第 35 号）

表 2-2-50(2) 生活環境項目に係る排水基準

項目名	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	5.8 以上 8.6 以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 mg/ℓ (日間平均 120 mg/ℓ)
化学的酸素要求量 (COD)	160 mg/ℓ (日間平均 120 mg/ℓ)
浮遊物質 (SS)	200 mg/ℓ (日間平均 150 mg/ℓ)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/ℓ
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/ℓ
フェノール類含有量	5 mg/ℓ
銅含有量	3 mg/ℓ
亜鉛含有量	2 mg/ℓ
溶解性鉄含有量	10 mg/ℓ
溶解性マンガン含有量	10 mg/ℓ
クロム含有量	2 mg/ℓ
大腸菌群数	日間平均 3,000個/cm ³
窒素含有量	120 mg/ℓ (日間平均 60 mg/ℓ)
りん含有量	16 mg/ℓ (日間平均 8 mg/ℓ)
<p>備考 1) 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2) この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。</p> <p>3) 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を採掘する鉱業を含む）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。</p> <p>4) 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量及びふっ素含有量についての排水基準は、水質汚濁法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際、現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>6) 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>7) りん含有量についての排水基準は、りんが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。</p>	

排水基準を定める省令（昭和 46 年 6 月 21 日 総理府令第 35 号）

表 2-2-51 廃棄物焼却炉に係るダイオキシン類の水質排水基準

項目	基準値
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/ℓ

ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成 11 年 12 月 27 日 政令第 443 号）

(2) 上乗せ排水基準

県の区域に属する公共用水域については、「長野県公害の防止に関する条例」に基づき、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる施設に係る特定事業場において上乗せ排水基準が定められている。廃棄物処理施設（焼却炉）に係る上乗せ基準は表 2-2-52(1)、(2)に示すとおりである。

表 2-2-52(1) 有害物質に係る上乗せ排水基準

区分	項目	許容限度
水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を有する工場または事業場	カドミウム及びその化合物	0.05 mg/ℓ
	シアン化合物	0.5 mg/ℓ
	六価クロム化合物	0.3 mg/ℓ
	水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.003 mg/ℓ

長野県公害の防止に関する条例（昭和48年3月30日 長野県条例第11号）

表 2-2-52(2) BOD(COD)及び浮遊物質に係る上乗せ排水基準

単位：mg/ℓ

排水量	項目及び許容限度			
	BOD (COD)		浮遊物質 (SS)	
	最大	日間平均	最大	日間平均
10m ³ 以上 50m ³ 未満	60	40	90	60
50m ³ 以上	30	20	50	30

長野県公害の防止に関する条例（昭和48年3月30日 長野県条例第11号）

(3) 下水道排除基準

「下水道法」に基づく排除基準は表 2-2-53 に、「千曲市下水道条例」に基づく排除基準は表 2-2-54 に示すとおりである。

「下水道法」に基づく排除基準については、水質汚濁防止法第3条第3項の規定により、長野県公害防止条例に関する条例第16条に規定する上乗せ排水基準が適用される。

なお、計画施設からの排水は、下水道へ排除する計画である。

表 2-2-53 下水道法に基づく下水道排除基準

項目	許容限度	項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.05 mg/ℓ以下 ^{注1)}	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/ℓ以下
シアン化合物	0.5 mg/ℓ以下 ^{注1)}	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/ℓ以下
有機りん化合物	1 mg/ℓ以下	チウラム	0.06 mg/ℓ以下
鉛及びその化合物	0.1 mg/ℓ以下	シマジン	0.03 mg/ℓ以下
六価クロム化合物	0.3 mg/ℓ以下 ^{注1)}	チオベンカルブ	0.2 mg/ℓ以下
ひ素及びその化合物	0.1 mg/ℓ以下	ベンゼン	0.1 mg/ℓ以下
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.003 mg/ℓ以下 ^{注1)}	セレン及びその化合物	0.1 mg/ℓ以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと	ほう素及びその化合物	10 mg/ℓ以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/ℓ以下	ふっ素及びその化合物	8 mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.3 mg/ℓ以下	フェノール類	5 mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下	銅及びその化合物	3 mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.2 mg/ℓ以下	亜鉛及びその化合物	2 mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.02 mg/ℓ以下	鉄及びその化合物 (溶解性)	10 mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/ℓ以下	マンガン及びその化合物 (溶解性)	10 mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	1mg/ℓ以下	クロム及びその化合物	2 mg/ℓ以下
シス1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/ℓ以下	ダイオキシン類	10 pg-TEQ/ℓ以下 ^{注2)}
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/ℓ以下		

備考1) 「検出されないこと」とは、検定結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2) 有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトンおよびE P Nをいう。

注1) 長野県公害の防止に関する条例で定められた基準（水質汚濁防止法上乘せ排水基準）。

注2) ダイオキシン類対策特別措置法で定められた基準。

下水道法施行令 第9条の4 特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準

(昭和34年4月22日 政令第147号)

長野県公害の防止に関する条例 (昭和48年3月30日 長野県条例第11号)

表 2-2-54 千曲市下水道条例に基づく排除基準

項目	許容限度
温度	45℃未満
よう素消費量	220 mg/ℓ未満
水素イオン濃度 (pH)	5を超え9未満
生物化学的酸素要求量 (BOD)	600 mg/ℓ未満
浮遊物質 (SS)	600 mg/ℓ未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/ℓ以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動物性油脂類含有量)	30 mg/ℓ以下
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素含有量	380 mg/ℓ未満
窒素含有量	240 mg/ℓ未満
りん含有量	32 mg/ℓ未満

千曲市下水道条例 (平成15年9月1日 千曲市条例第198号)

6 土壌

土壌の汚染に係る環境基準は、『人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準』として「環境基本法」に基づき定められており、表 2-2-55 に示す通りである。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準は、表 2-2-56 に示すとおりである。

表 2-2-55 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 未満であること。	四塩化炭素	検液 1ℓ につき 0.002mg 以下であること。
		1,2-ジクロロエタン	検液 1ℓ につき 0.004mg 以下であること。
		1,1-ジクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.02mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.04mg 以下であること。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。	1,1,1-トリクロロエタン	検液 1ℓ につき 1 mg 以下であること。
鉛	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること。	1,1,2-トリクロロエタン	検液 1ℓ につき 0.006mg 以下であること。
六価クロム	検液 1ℓ につき 0.05mg 以下であること。	トリクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.03mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。	テトラクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること。
		1,3-ジクロロプロペン	検液 1ℓ につき 0.002mg 以下であること。
		チウラム	検液 1ℓ につき 0.006mg 以下であること。
総水銀	検液 1ℓ につき 0.0005mg 以下であること。	シマジン	検液 1ℓ につき 0.003mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	チオベンカルブ	検液 1ℓ につき 0.02mg 以下であること。
P C B	検液中に検出されないこと。	ベンゼン	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。	セレン	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること。
		ふっ素	検液 1ℓ につき 0.8mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1ℓ につき 0.02mg 以下であること。	ほう素	検液 1ℓ につき 1 mg 以下であること。
備考 1) カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、現状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1ℓ につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1ℓ につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3 mg とする。 2) 有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。 3) ダイオキシン類に合っては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシンの量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとしている。 4) 検液とは、所定の方法により土壌と純水を混合し、ろ過して得られた液のこと。 5) 「検液中に検出されない」とは、その測定結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。			

土壌の汚染に係る環境基準について（平成 3 年 8 月 23 日 環境庁告示第 46 号）

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について

（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号）

表 2-2-56 ダイオキシン類（土壌）に係る環境基準

媒体	基準値
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。	

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について

（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号）

2.2.8 地域の環境に係る方針等の状況

1 土地利用基本計画

対象事業実施区域及びその周囲における、「長野県土地利用基本計画」に基づく指定状況は、次のとおりである。

1) 都市地域

対象事業実施区域及びその周囲における都市地域は、図 2-2-12 に示すとおりである。
対象事業実施区域は、都市地域に区分されている。

2) 農業地域

対象事業実施区域及びその周囲における農業地域は、図 2-2-13 に示すとおりである。
対象事業実施区域は、農業地域に区分されている。

3) 森林地域

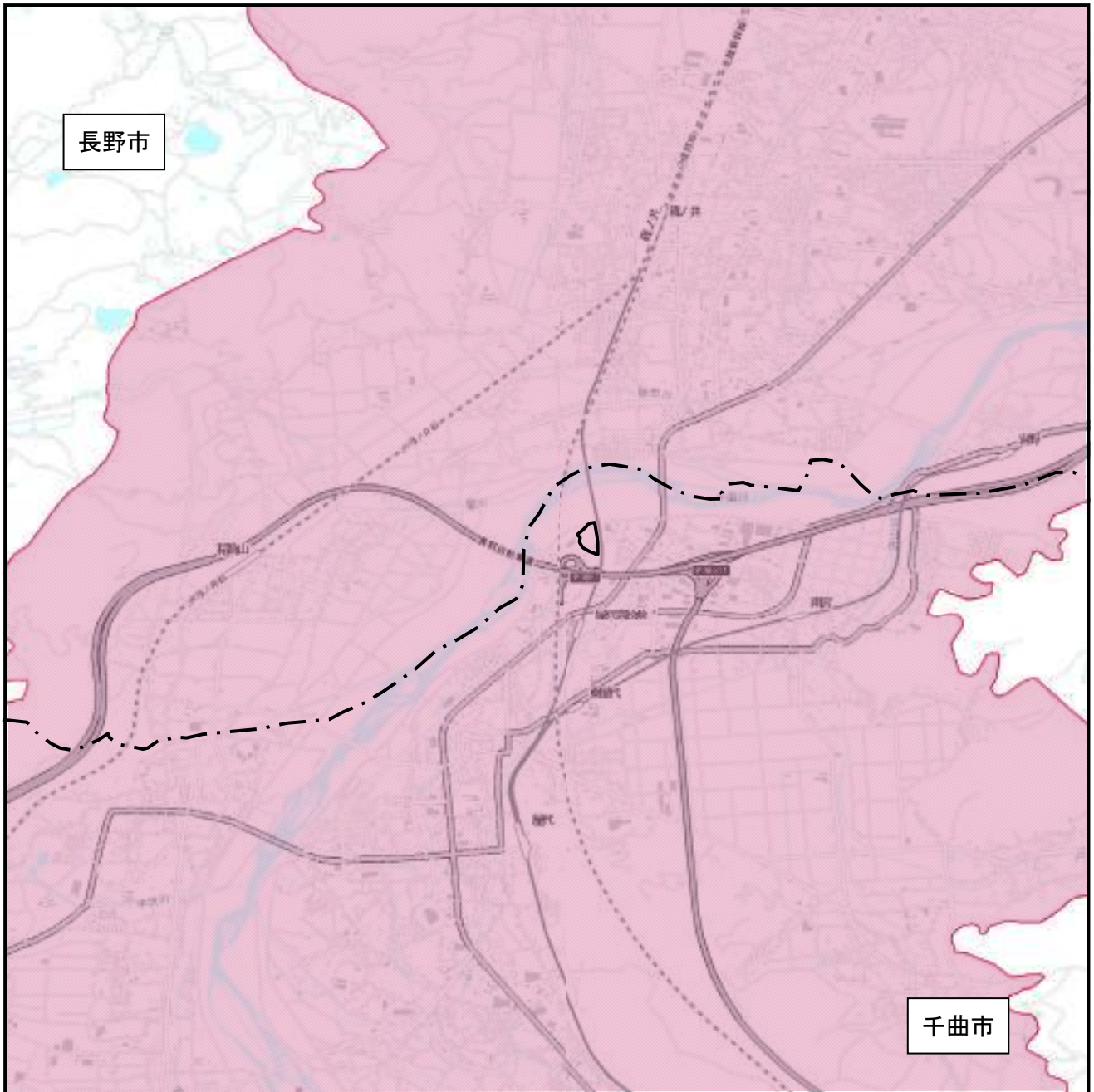
対象事業実施区域及びその周囲における森林地域は、図 2-2-14 に示すとおりである。
対象事業実施区域は、森林地域に含まれていない。

4) 自然公園地域

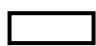
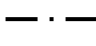

対象事業実施区域及びその周囲において、自然公園地域に指定されている場所はない。
なお、最寄の自然公園地域は、南西方向約8kmに位置する聖山高原県立公園である。

5) 自然保全地域

対象事業実施区域及びその周囲において、自然保全地域に指定されている場所はない。



凡 例

-  対象事業実施区域
-  市境
-  都市地域

出典：「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」（国土交通省ホームページ）

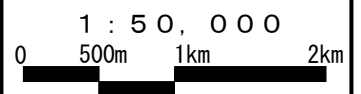
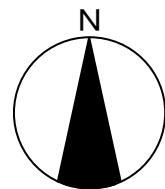
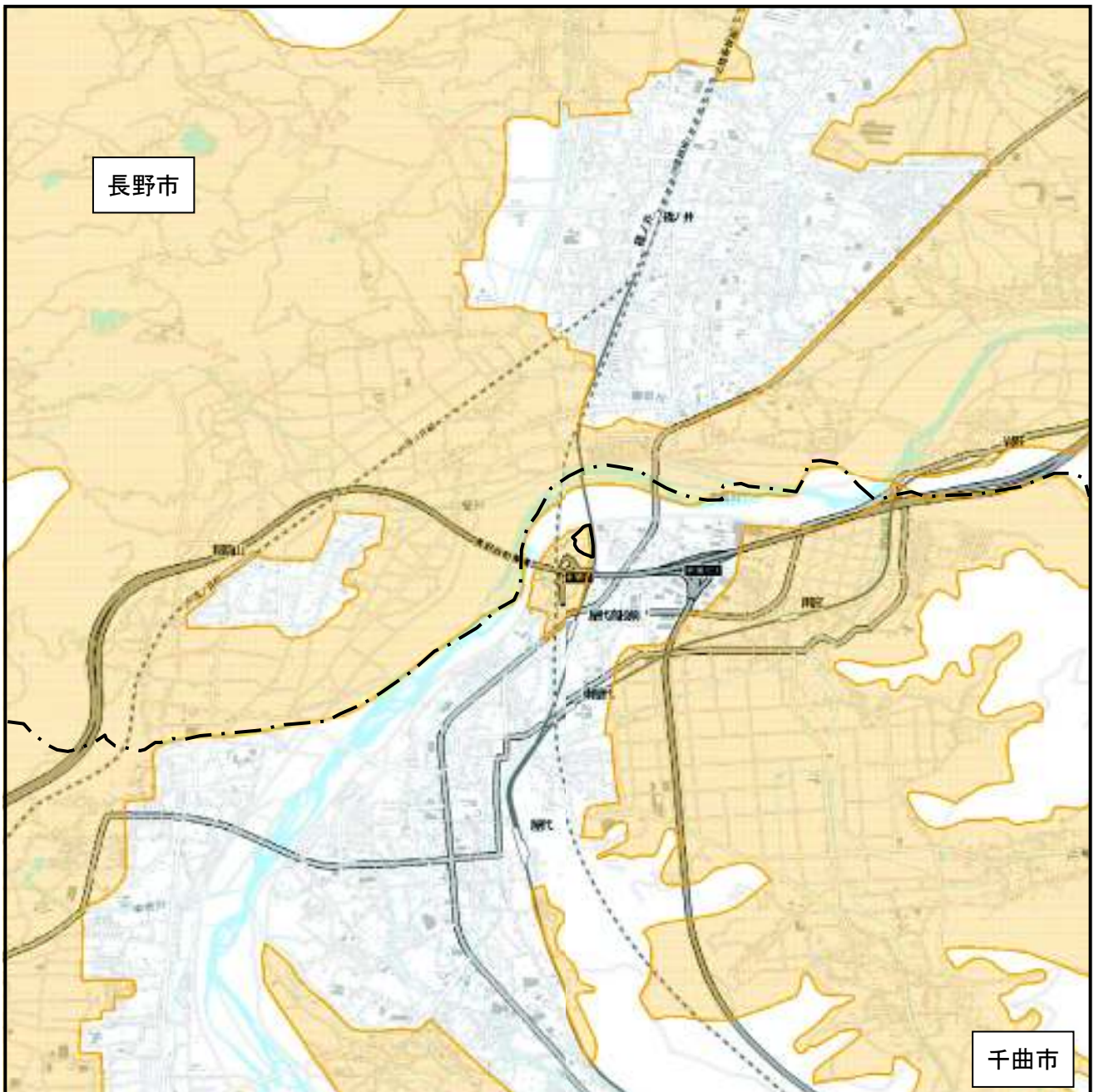
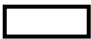




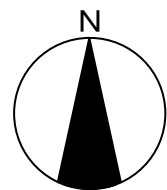
図 2-2-12 対象事業実施区域周辺の都市地域



凡 例

-  対象事業実施区域
-  市境
-  農業地域

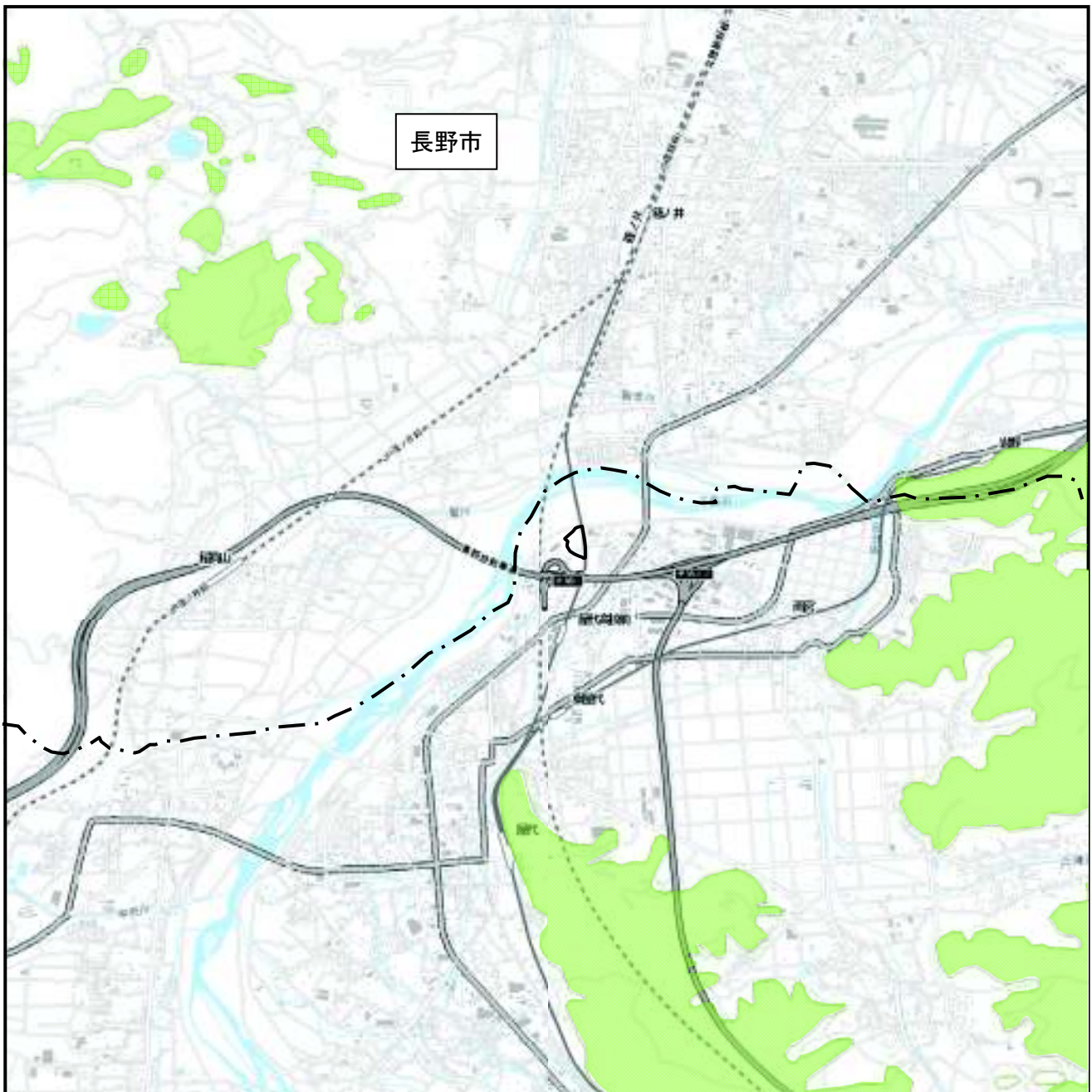
出典：「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」（国土交通省ホームページ）




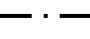

1 : 50, 000



図 2-2-13 対象事業実施区域周辺の農業地域



凡 例

-  対象事業実施区域
-  市境
-  森林地域

出典：「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」（国土交通省ホームページ）

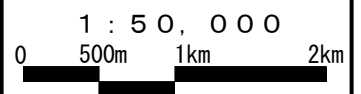
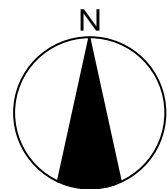


図 2-2-14 対象事業実施区域周辺の森林地域

2 ごみ処理に関する主な施策等

長野県、本連合及び関係市町村の「総合計画」、「環境基本計画」及び「ごみ処理基本計画」等におけるごみ処理に関する主な施策は、表 2-2-57(1)～(5)に示すとおりである。

表 2-2-57(1) 県・広域連合・各市町村の計画

自治体名	計画名 (計画期間)	ごみ処理に関する主な施策
長野県	長野県 廃棄物処理計画 (H23～27)	<p>◎基本目標 『もったいない』を大切にして、信州が誇るライフスタイルを！</p> <p>◎重点施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○徹底的に廃棄物の排出を抑制する 不要なレジ袋はもらわない、食べきれない料理は注文しない・作り過ぎない、不要物の分別を徹底する等、身近なところからできることを、自主的に各自が行うことを推進する。 ○環境に配慮した循環的利用を推進する 廃棄物等の発生を防止・抑制すること、再利用やリサイクルする場合もその手段も含めて検討すること、どうしても3Rが出来ない場合には適正に処理することを踏まえて施策を展開する。 ○適正処理を推進し、不適正処理の早期解決に努める 様々な主体に対する啓発活動を幅広く実施するとともに、廃棄物処理法、廃棄物条例等の規定に基づく厳正・厳格な対応を図り、不適正処理を未然に防止し早期解決に努める。 <p>◎一般廃棄物の数値目標（H20年度実績を基準とするH27年度目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総排出量 722千t→620千t ・リサイクル量（リサイクル率） 177千t（24.6%）→186千t（30.0%） ・最終処分量（最終処分量） 73千t（10.0%）→56千t（9.0%）
	長野県 環境基本計画 (H20～24)	<p>◎廃棄物の発生抑制、再資源化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物の発生抑制の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・製造段階からの廃棄物発生抑制対策 ・廃棄物の減量化、再使用、再利用（3R）の啓発 ○資源の循環利用の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・各種リサイクル法の円滑な推進 ・信州リサイクル製品の認定と利用促進 ・地域内における廃棄物系バイオマス利活用の推進 ・効率的な回収システム等による資源化の推進 <p>◎廃棄物の適正処理の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物の適正処理の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物適正処理への技術的援助 ・産業廃棄物の適正処理の推進 ・優良な産業廃棄物処理業者等の育成 ・環境美化活動の推進 ・不法投棄廃棄物による環境汚染対策 ○監視・指導体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・排出事業者、処理業者への適正処理の指導 ・不法投棄防止のための監視体制の強化 ・不法投棄廃棄物の調査、撤去指導
長野広域連合	長野広域連合 広域計画 (H23～27)	<p>◎ごみの有料化や分別による資源化の取組により、前計画で設定した減量目標を達成したことから、今後も関係市町村の実情に合わせた取組により減少傾向を維持できるよう努める。また、施設の建設や維持管理にかかる経費の負担については、ごみ量割も考慮した負担割合を導入し、関係市町村の更なる減量の促進を図る。</p> <p>◎長野地域に新たに設置する焼却施設と最終処分場については、基本方針に沿った施設を広域連合が建設し運営する。</p>
長野市	第四次長野市 総合計画 (H19～28)	<p>◎省資源・資源循環の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量と再資源化の促進 ・ごみ収集体制の充実 <p>◎生活環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な廃棄物処理の推進

出典：「ごみ処理広域化基本計画」（平成23年2月 長野広域連合）
長野広域連合資料

表 2-2-57(2) 県・広域連合・各市町村の計画

自治体名	計画名 (計画期間)	ごみ処理に関する主な施策																																		
長野市	長野市 環境基本計画 (H12～23)	<ul style="list-style-type: none"> ◎廃棄物の発生抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの実態把握及びごみの計画的な減量化 ・ごみとなるものをつくらない・売らない・買わないための取組 ・生ごみのより一層の減量化 ◎再資源化 <ul style="list-style-type: none"> ・資源回収の促進 ・再生利用促進のための取組 ◎廃棄物の適正処理 <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物等の適正処理 ・ごみ出しルールの徹底 ・ごみ処理施設等の計画的な整備 																																		
	長野市 一般廃棄物 処理基本計画 (H23～28)	<ul style="list-style-type: none"> ◎基本理念 <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な循環型環境都市“ながの”の創造 ◎基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者・市の協働による取組の推進 <発生抑制> ・分別の徹底と再資源化の促進 <再使用・再生利用> ・環境負荷に配慮した適正な廃棄物処理の推進 <適正処分> ・計画実現に向けた体制・仕組みづくり ◎成果指標 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>項目</th> <th>説明</th> <th>基準年度 (H20)</th> <th>目標値 (H28)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">数値目標</td> <td>1 ごみの総排出量</td> <td>家庭系ごみ排出量+事業系ごみ排出量+集団回収量</td> <td>144,822 t</td> <td>129,140 t</td> </tr> <tr> <td>2 市民一人一日当たりの家庭系ごみ排出量</td> <td>家庭系ごみ排出量(集団回収を除く) / 計画収集人口</td> <td>609g / 人・日</td> <td>548g / 人・日</td> </tr> <tr> <td>3 事業系ごみ排出量</td> <td>事業所から排出されるごみの総量</td> <td>43,583 t</td> <td>39,200 t</td> </tr> <tr> <td>4 リサイクル率</td> <td>(資源化量+集団回収量) / ごみ総排出量</td> <td>24.1%</td> <td>29.9%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">成果目標</td> <td>5 家庭系可燃ごみに占める生ごみの割合</td> <td>家庭から排出される可燃ごみに含まれる生ごみの割合(重量比)(注1・2)</td> <td>58.8%</td> <td>50.0%</td> </tr> <tr> <td>6 家庭系可燃ごみ中の資源物の混入率</td> <td>家庭から排出される可燃ごみに含まれる再資源化可能な資源物の割合(重量比)(注2)</td> <td>20.5%</td> <td>17.4%</td> </tr> <tr> <td>7 ながのエコ・サークル認定件数</td> <td>ながのエコ・サークルの累積認定件数</td> <td>216 件</td> <td>262 件</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">(注) 1 家庭系可燃ごみに占める生ごみの割合は、家庭系可燃ごみ中、資源物及び不燃ごみを除いた内容物に占める生ごみの割合。 2 成果目標5及び6の基準年度の数値は、平成17年度から平成22年度までの6ヵ年の平均値。</p>	区分	項目	説明	基準年度 (H20)	目標値 (H28)	数値目標	1 ごみの総排出量	家庭系ごみ排出量+事業系ごみ排出量+集団回収量	144,822 t	129,140 t	2 市民一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	家庭系ごみ排出量(集団回収を除く) / 計画収集人口	609g / 人・日	548g / 人・日	3 事業系ごみ排出量	事業所から排出されるごみの総量	43,583 t	39,200 t	4 リサイクル率	(資源化量+集団回収量) / ごみ総排出量	24.1%	29.9%	成果目標	5 家庭系可燃ごみに占める生ごみの割合	家庭から排出される可燃ごみに含まれる生ごみの割合(重量比)(注1・2)	58.8%	50.0%	6 家庭系可燃ごみ中の資源物の混入率	家庭から排出される可燃ごみに含まれる再資源化可能な資源物の割合(重量比)(注2)	20.5%	17.4%	7 ながのエコ・サークル認定件数	ながのエコ・サークルの累積認定件数	216 件
区分	項目	説明	基準年度 (H20)	目標値 (H28)																																
数値目標	1 ごみの総排出量	家庭系ごみ排出量+事業系ごみ排出量+集団回収量	144,822 t	129,140 t																																
	2 市民一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	家庭系ごみ排出量(集団回収を除く) / 計画収集人口	609g / 人・日	548g / 人・日																																
	3 事業系ごみ排出量	事業所から排出されるごみの総量	43,583 t	39,200 t																																
	4 リサイクル率	(資源化量+集団回収量) / ごみ総排出量	24.1%	29.9%																																
成果目標	5 家庭系可燃ごみに占める生ごみの割合	家庭から排出される可燃ごみに含まれる生ごみの割合(重量比)(注1・2)	58.8%	50.0%																																
	6 家庭系可燃ごみ中の資源物の混入率	家庭から排出される可燃ごみに含まれる再資源化可能な資源物の割合(重量比)(注2)	20.5%	17.4%																																
	7 ながのエコ・サークル認定件数	ながのエコ・サークルの累積認定件数	216 件	262 件																																
須坂市	第五次須坂市 総合計画 前期基本計画 (H23～27)	<ul style="list-style-type: none"> ◎ごみの5Rの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの堆肥化の推進、資源化方策の検討 ・ごみの分別を徹底し、再資源化の促進 ・家庭ごみの有料制の継続、効果などの検証 ・各種団体等の集団資源回収や資源物の拠点回収の充実 ・不法投棄防止のためポイ捨て条例の確実な実行とモラルの向上 ◎ごみの適正な処理 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理の広域化の推進、最終処分場の須高地区への設置 ・ごみ処理広域化が実現するまでの清掃センターの維持修繕 ・不燃ごみ処理方法の明確化 																																		
	須坂市 環境基本計画 (H23～32)	<ul style="list-style-type: none"> ◎ごみを減らし資源を大切にしよう <ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物 <ul style="list-style-type: none"> ①5Rの推進 ②生ごみの減量 ③廃棄物処理基本計画の見直し ④事業系ごみの分別徹底 ⑤ごみ(一般廃棄物)処理広域化の推進 産業廃棄物 <ul style="list-style-type: none"> ①産業廃棄物適正処理の推進 不法投棄 <ul style="list-style-type: none"> ①不法投棄の根絶 																																		

出典：「ごみ処理広域化基本計画」(平成23年2月 長野広域連合)
長野広域連合資料

表 2-2-57(3) 県・広域連合・各市町村の計画

自治体名	計画名 (計画期間)	ごみ処理に関する主な施策
須坂市	須坂市ごみ処理 基本計画 (H18～22) (H23～27 策定中)	<p>◎基本理念 “ゼロエミッションへ挑戦するまち”づくりを通じて資源循環型社会を構築し、真に人間的で、豊かな市民生活を実現する。</p> <p>◎施策の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの発生抑制に努め、使い終わったものを再利用または再資源化し、ごみの減量と資源の保全を図る。 ・ごみの減量を行ってなお排出されるごみは適正な方法で処理し、中間処理施設での再資源化をできるだけ行い、最終処分量の減量を図る。 ・ポイ捨てを無くし、きれいで清潔なまちづくりを進め、不法投棄やポイ捨てをさせない環境作りを目指す。 ・市民・事業者・市がお互いに支援、協力、連携し、それぞれの役割と責任を自覚し、循環型社会の実現に努める。 <p>◎減量化・資源化の目標値（基準年度 H16 年度、目標年度 H22 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総排出量 → 6.3%削減 ・1日1人の量 867g → 820g ・リサイクル率 27% → 35% ・可燃ごみ H15 年度に対して 22%減の 9,825 t
千曲市	千曲市 まちづくり計画 (H15～25)	<p>◎ごみ処理とリサイクルの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堆肥化施設の整備 ・ごみ減量化・再資源化事業の推進
	千曲市 環境基本計画 (H18～27)	<p>◎「もったいない」を大切にすくらし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使い捨てではない地球にやさしい製品を選ぶ ・「ずく」を出してごみを出さない ・不法投棄、ポイ捨てをしない
	千曲市 総合計画 (H19～28)	<p>◎「もったいない」の心を大切にす循環型社会をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済み商品の再使用、再生利用の促進を図り、ごみの減量化を進める ・ごみの分別収集の定着を図る ・不法投棄を「させない環境づくり」 ・災害時のごみ処理対策の確立
千曲市	千曲市 一般廃棄物処理 基本計画 (H17～31)	<p>◎基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な循環型の都市 千曲市 <p>◎基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ発生量・排出量の削減 ・使用済み物品の再使用及び再生利用の促進 ・廃棄物の適正処理 ・不法投棄の防止 ・災害時における対策の確立 ・市民・事業者・市の協働 <p>◎数値目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減量化（家庭系ごみ） 家庭系ごみ排出原単位（集団回収量を含む）を平成 22 年度において平成 16 年度実績より 3%（1人1日 20g）削減。また、資源化されるものを除く排出原単位を国の目標に合わせて平成 12 年度実績より 20%削減。 ・減量化（事業系ごみ） 資源化されるものを除き、平成 22 年度において平成 16 年度実績より約 17%削減。本計画の目標年度である平成 31 年度には平成 16 年度実績より約 30%削減。 ・資源化 平成 22 年度における生ごみ以外の資源化率を 25%とする。生ごみについては、平成 22 年度以降家庭から排出される生ごみの 80%回収をめざす。 ・最終処分量 平成 16 年度実績より平成 22 年度に 30%、平成 31 年度に 50%削減。

出典：「ごみ処理広域化基本計画」（平成 23 年 2 月 長野広域連合）
長野広域連合資料

表 2-2-57(4) 県・広域連合・各市町村の計画

自治体名	計画名 (計画期間)	ごみ処理に関する主な施策
坂城町	坂城町第5次 長期総合計画 (H23～32)	<ul style="list-style-type: none"> ◎循環型社会をめざす環境衛生 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化・再利用化、資源化 ・ごみの排出方法の徹底 ・生ごみの資源化の促進
	坂城町 一般廃棄物処理 基本計画 (H18～22) (H23～策定中)	<ul style="list-style-type: none"> ◎基本理念 <ul style="list-style-type: none"> ・清潔で潤いのある生活環境の形成 ◎施策の基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会に向けた意識の高揚 ・ごみ処理 <ul style="list-style-type: none"> ごみの減量化・再利用化・資源化 ごみの収集・運搬体制の整備 生ごみの堆肥化の促進
高山村	第5次高山村 総合計画 (H22～31)	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別意識の高揚 ・ごみの減量化と再資源化の推進 ・一般廃棄物収集所の改善整備 ・環境美化活動とごみの不法投棄の防止 ・広域的なごみ処理施設の建設促進 ・計画的なごみ処理対策
	高山村 一般廃棄物処理 基本計画 (H23～27)	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物減量化の目標 ・一般廃棄物減量化のための具体的な方策等 住民の取組み 事業者の取組み 村の取組み ・一般廃棄物減量化及びびりサイクル推進に対する村の具体的な取組施策 ・産業廃棄物の受入の可否 ・不法投棄・不適正処理対策 ・廃棄物処理に関する情報公開・情報提供
信濃町	信濃町第5次 長期振興計画 (H22～31)	<ul style="list-style-type: none"> ◎循環型社会の実現 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量と再資源化の啓発、ごみ集積所の整備と収集体制の充実 ◎適正な廃棄物処理の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの適正処理と再資源化の推進、ごみの適正処理方法の周知徹底 ・不法投棄の防止 ◎ごみ処理施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・北部衛生施設組合の焼却施設の延命化と計画的な整備 ・長野広域連合による焼却施設及び最終処分場の建設 ・新たな不燃物最終処分場の検討 ◎し尿の処理対策の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・減少するし尿の効率的な収集・処理 ◎マイバッグの促進
	信濃町 環境基本計画 (H17～26)	<ul style="list-style-type: none"> ◎ごみを減らして適正に処理する <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化の推進 ・ごみの資源化の推進 ・ごみの適正処理の推進 ・ポイ捨て、不法投棄対策の推進 ・産業廃棄物の適正処理の指導

出典：「ごみ処理広域化基本計画」（平成23年2月 長野広域連合）
長野広域連合資料

表 2-2-57(5) 県・広域連合・各市町村の計画

自治体名	計画名 (計画期間)	ごみ処理に関する主な施策
信濃町	信濃町 一般廃棄物処理 基本計画 (H15～25)	<ul style="list-style-type: none"> ◎ごみの排出抑制のための方策 <ul style="list-style-type: none"> ○町における方策 <ul style="list-style-type: none"> ・教育、啓発活動の充実 ・手数料の徴収 ・多量の一般廃棄物排出者に対する減量化の徹底 ・飲食容器、包装廃棄物等の排出抑制 ・庁用品、公共関与事業における再生品の使用促進 ○住民における方策 <ul style="list-style-type: none"> ・住民団体による回収の促進等 ・厨芥のコンポスト化 ・過剰包装の自粛 ・再生品の使用推進、使い捨て品の使用抑制 ○事業者における方策 <ul style="list-style-type: none"> ・発生源における排出抑制 ・過剰包装の抑制 ・流通包装廃棄物の抑制 ・使い捨て容器の使用抑制と製造・流通事業者による自主回収・資源化の推進 ・再生品の使用促進等
小川村	第5次小川村 振興計画 (H21～30)	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装リサイクル法に基づく分別収集の徹底 ・助成措置の充実によるリサイクル活動の支援、ごみの減量化 ・可燃ごみ処理、不燃物の最終処分場の広域化の検討 ・その他適切な処理体制の整備を図る ・生ごみ処理機器の普及、堆肥化の推進
飯綱町	第1次飯綱町 総合計画 (H19～28)	<ul style="list-style-type: none"> ◎町民及び事業所と協力し、ごみの減量、再資源化の推進を図る <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化・再資源化意識の啓発と情報提供 ・ごみの効率的な収集・運搬方法の確立と、多様なごみの適正処理 ・ごみの排出抑制を目的とした、可燃ごみ有料化についての検討
	飯綱町 環境基本計画 (H20～29)	<ul style="list-style-type: none"> ◎廃棄物の発生の抑制を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築する <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ問題に対する住民意識の高揚（地域の役員、衛生組合長との連携） ・ごみの分別の徹底による再資源化の推進 ・過剰包装の廃止、買い物袋持参、中古品を再利用するしくみの検討など、ごみの排出抑制
	飯綱町 一般廃棄物処理 基本計画 (H22～31)	<ul style="list-style-type: none"> ◎循環型社会を構築するために、ごみの排出抑制・再使用・再資源化（3R運動）を進めるとともに、廃棄物の効率的な収集運搬と適正な処理を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の発生抑制と適正処理の推進 ・廃棄物の再利用とリサイクル活動の推進

出典：「ごみ処理広域化基本計画」（平成23年2月 長野広域連合）
長野広域連合資料